資料1

第８期益城町障がい福祉計画
第４期益城町障がい児福祉計画
～ 骨子案 ～

本書（骨子案）は、素案の骨組みとなる大まかな案となっています。
記載内容やレイアウトについては、今後変更となる可能性があります。

令和９年（２０２７年）３月

益城町

【目次】

第１章 計画策定にあたって 1

１． 計画策定の趣旨 1
２． 国の基本指針について 2
３． 障がい者計画との関係 4
４． 計画期間 4
５． 行政計画における位置づけ 5
６． 計画の策定体制 5

第２章 地域の現状と課題 6

１． 統計データからみる現状 6
２． アンケート調査結果 18

第３章 成果目標の進捗状況 32

第４章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 41

１． 計画の全体像 41
２． 成果目標及び活動指標の設定 45
３． 障害福祉サービス等の見込量と確保方策 54
４． 地域生活支援事業の見込量と確保方策 58
５． その他福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項等 61

第５章 計画推進に向けて 63

１． 計画の推進体制 63
２． 計画の進捗管理 63

第６章 資料編 64

１． 委員名簿 64
２． 用語の説明 65

益城町における「障害」のひらがな表記について

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」等マイナスイメージがあります。また、障がいのある人やそのご家族、関係団体の方々からは、表記を改めてほしいとのご意見が今まで寄せられてきました。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」すべてをひらがな表記にすべき等様々な意見がありますが、本町では、障がいのある人やそのご家族の皆さんの思いを大切にし、共生社会の実現を推進するという観点から、今後「障害」を「障がい」とするひらがな表記に努めることとします。

～表記のルール～

（１）「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と一部ひらがな表記とします。

（２）法令、条例、規則や固有名称等の表記は、従前どおりとします。

①国の法令やこれらにより定義されている固有名称、熊本県の条例・規則等の固有名称として使用する場合

②医学用語・学術用語等の専門用語として使用する場合

③著作を引用して使用する場合

第1章　計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨

国においては、平成5年（1993年）に「障害者基本法」が成立し、同法に基づき「障害者基本計画」が策定され、障がいの有無に関わらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の推進が掲げられるとともに、福祉サービスの整備等、自立に向けた地域基盤の整備に取り組んできました。平成15年（2003年）には、市町村がサービス内容を決定する「措置制度」から、利用者自らがサービスを選択できる「支援費制度」が導入されました。そして、平成17年（2005年）には、障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立し、自治体には「障がい福祉計画」の策定が義務付けられました。

障がい福祉計画とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」と国の基本指針や熊本県の基本的な考え方に基づき、障がい者及び障がい児が身近な地域で安心して暮らすために必要な基盤整備を進める目的をもって、障がい福祉サービス等の数値目標とサービス提供体制の整備方針を示すものです。

本町では、令和4年（2022年）3月には、将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針である「第6次益城町総合計画第2期基本計画」を策定し、総合計画で定めるまちづくりの大綱のひとつである「みんなで健康づくりに取り組み、地域で支えるまちづくり」に「障がい福祉の推進」が位置付けられています。また、令和5年（2023年）3月には、「第4期益城町地域福祉計画・第4期益城町地域福祉活動計画」を策定し、様々な保健福祉分野等の計画や施策に関し、共通的な事項を定めました。

障害福祉の分野では、令和6年度（2024年度）3月には「障がいのある人もない人も共に、いきいきと生活し、活動できる社会を目指して」を基本理念とする「第4期益城町障がい者計画」を策定しています。この計画は、障害者基本法に基づき、本町における障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示した計画です。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく市町村計画として、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度までの3年間）を計画期間とする「第7期益城町障がい福祉計画・第3期益城町障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するに当たり、提供体制の確保やサービス種類ごとの必要量について整備してきました。

今回、この「第7期益城町障がい福祉計画・第3期益城町障がい児福祉計画（以下、「前期計画」という）」が、令和9年（2027年）3月末をもって終了することから、これまでの取り組みの成果や地域の現状を把握し、新たに「第8期益城町障がい福祉計画・第4期益城町障がい児福祉計画（以下、「本計画」という）」を策定します。

本計画は、障害者総合支援法や児童福祉法に定めるサービス等の必要量を見込むとともに、その提供体制を確保するための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ることにより、障がいのある人もない人も、ともに生きる地域づくりの実現をめざします。

2．国の基本指針について

国は令和9年度を初年度とする第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の基本指針の見直しを行っています。見直しについては、令和7年9月から社会保障審議会障害者部会で論議が重ねられ、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」として令和8年3月に告示されました。

地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等をはじめとした見直しに加え、障害児支援の提供体制の整備等の見直し、障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上、スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進などについて新たに示されています。

第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画の基本指針の概要

１．位置づけと期間

位置づけ：障害福祉計画（障害者総合支援法第 88 条）
：障害児福祉計画（児童福祉法第 33 条）
計画期間：令和９年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの３年間

２．基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援（継続）
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）
③福祉施設から一般就労への移行等（継続）
④障害児支援の提供体制の整備等（見直し）
⑤地域における相談支援体制の充実強化（継続）
⑥障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上（新規）
⑦障害福祉サービスの質の確保等（継続）
⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備（新規）
⑨高次脳機能障害者に対する支援（新規）
⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保（新規）
⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組（新規）
⑫住宅セーフティネット制度との連携（新規）
⑬地域差の是正・指定の在り方等（新規）
⑭障害者等に対する虐待の防止等（新規）
⑮スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進（新規）
⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保（新規）

第４期障害児福祉計画の策定に係る留意事項

1　重層的な地域支援体制の構築について（児童発達支援センターの中核機能の補足等）
2　インクルージョンの推進について
3　重症心身障害児への支援
4　医療的ケア児への支援
5　障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保
6　強度行動障害の状態にある児の支援のための体制の整備

資料：事務連絡　令和８年４月 20 日
こども家庭庁支援局障害児支援

【基本指針見直しの主なポイント】

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・様々なデータを活用した地域移行者数の把握 ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載 ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合 ・入所施設における居室の個室化等の推進
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備
③福祉施設から一般就労への移行等	・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進 ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設
④障害児支援の提供体制の整備等	・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設 ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設 ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設
⑤地域における相談支援体制の充実強化	・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進 ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進 ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載 ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載
⑥障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上	・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進 ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設 ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載
⑦障害福祉サービスの質の確保等	・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載 ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設 ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載 ・障害児支援における人材育成の重要性を記載
⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備	・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載 ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討 ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載 ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載
⑨高次脳機能障害者に対する支援	・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載
⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保	・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載
⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組	・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進
⑫住宅セーフティネット制度との連携	・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携
⑬地域差の是正・指定の在り方等	・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法 ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用の要請 ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める
⑭障害者等に対する虐待の防止等	・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進 ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進 ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携
⑮スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進	・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載
⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保	・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携 ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

3．障がい者計画との関係

この計画は、「第4期益城町障がい者計画」との整合性を図った計画です。この障がい者計画と本計画（障がい福祉計画と障がい児福祉計画）の性格と内容の関係は以下の表の通りです。

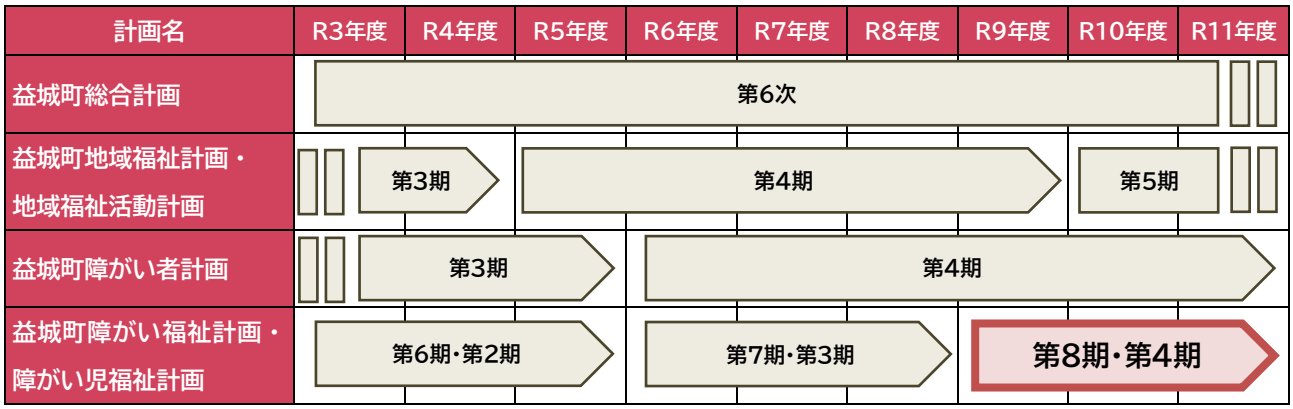
障がい者計画との関係

	障がい者福祉計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
計画期間	中長期（本町では６年１期）	計画期間は３年１期	計画期間は３年１期
国	（第５次）障害者基本計画（Ｒ５年度～Ｒ９年度）	第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本指針（Ｒ９年度～R11 年度）（都道府県及び市町村が計画策定に当たり基準とする障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）	
県	熊本県障がい者計画（Ｒ９年度～Ｒ１４年度）	第８期熊本県障がい福祉計画（Ｒ９年度～Ｒ１１年度）	第４期熊本県障がい児福祉計画（Ｒ９年度～Ｒ１１年度）

- **障がい福祉計画**
  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの提供体制の確保や、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる障害福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。
- **障がい児福祉計画**
  児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や、各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量等について計画的に整備するためのものです。

4．計画期間

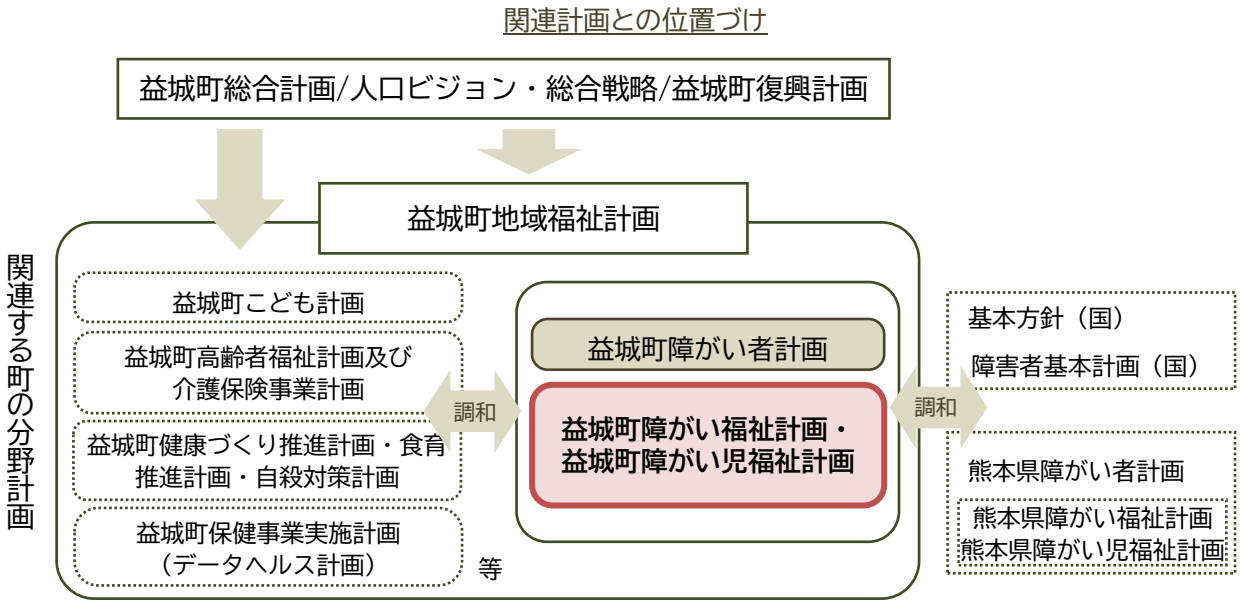
令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とします。



5．行政計画における位置づけ

本計画は、国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」及び「熊本県障がい福祉計画」・「熊本県障がい児福祉計画」との整合性を図るとともに、「益城町障がい者計画」・「益城町地域福祉計画」・「益城町総合計画」等の本町における分野別計画との整合を考慮のうえ、策定します。

なお、本計画で定める障害福祉サービスの見込み量等は、上益城圏域（御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町）の数値目標として、「熊本県障がい福祉計画」に反映されます。



6．計画の策定体制

計画の策定にあたっては、障がい者及び障がい児等を取り巻く環境を把握し、計画に反映させるため、障害福祉サービス・障害児通所サービスの利用者を対象としたアンケート調査及び町内の福祉施設等の事業所へのヒアリングを実施しました。

また、障がい者団体代表、学識経験者、保健・福祉・医療関係者等で構成する「策定委員会」を設置し、計画の審議を行います。

さらに、広く意見を徴取し、計画への反映を行うため、パブリックコメントも実施しました。

第2章　地域の現状と課題

1．　統計データからみる現状

(1) 総人口の推移

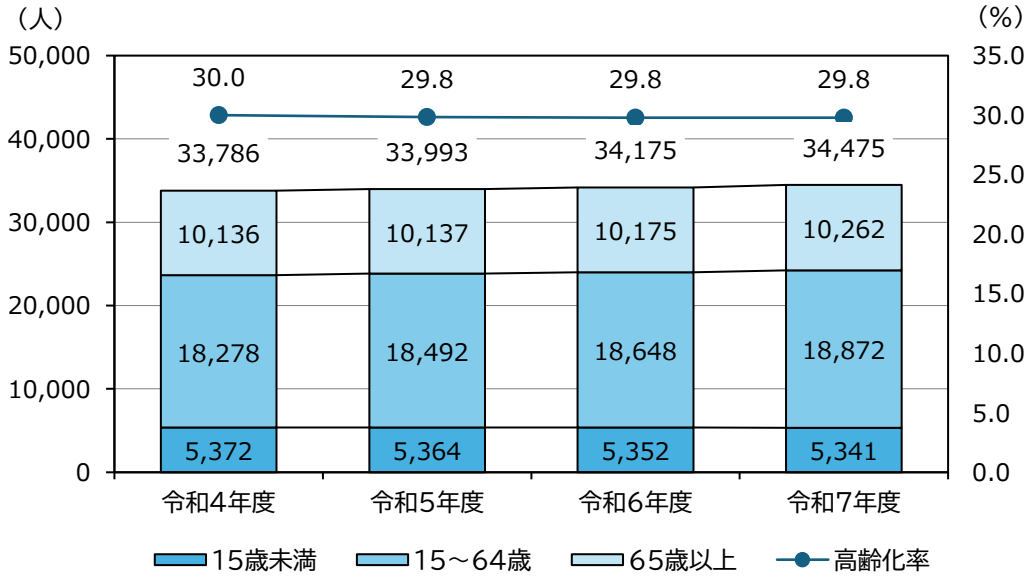
本町の総人口は令和8年度現在で34，507人となっており、65歳以上の高齢者人口は10，276人、総人口に占める割合は29．8%となっています。 令和4年と比較して、総人口は721人増加している一方、高齢者人口も140人増加しており、高齢化率は上昇傾向を示しています。一方、年少人口は減少しています。

人口の推移

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総人口		33,786	33,993	34,175	34,475	34,507
	１５歳未満	5,372	5,364	5,352	5,341	5,321
	１５～６４歳	18,278	18,492	18,648	18,872	18,910
	６５歳以上	10,136	10,137	10,175	10,262	10,276
高齢化率		30.0%	29.8%	29.8%	29.8%	29.8%

（各年度3月31日現在、令和8年度は7月31日現在）

年齢3区分における人口の推移



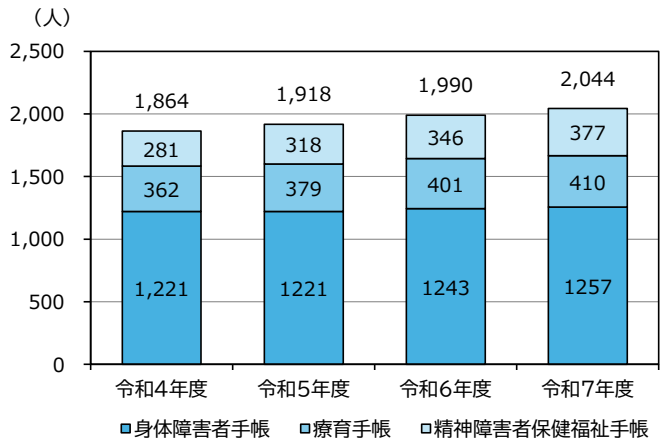
（各年度3月31日現在）

（2）障害者手帳所持者の状況

本町の障害者手帳所持者の総数は令和7年度で 2,044 人となっており、身体障害者手帳が 1,257 人、療育手帳が 410 人、精神障害者保健福祉手帳が 377 人となっています。障害者手帳所持者数は全体として増加傾向にあります。

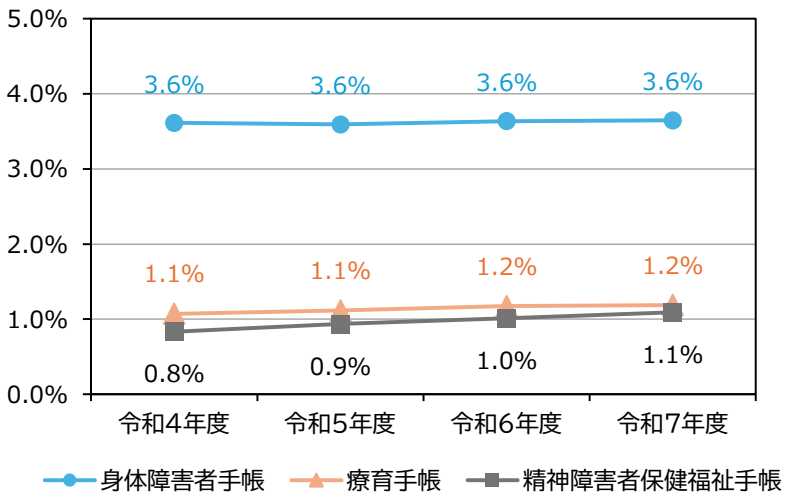
総人口に対する割合でみると、令和7年度では、身体障害者手帳が 3.6%、療育手帳が 1.2%、精神障害者保健福祉手帳が 1.1%となっています。

障害者手帳所持者数の推移



（各年度3月31日現在）

総人口に占める手帳所持者割合の推移



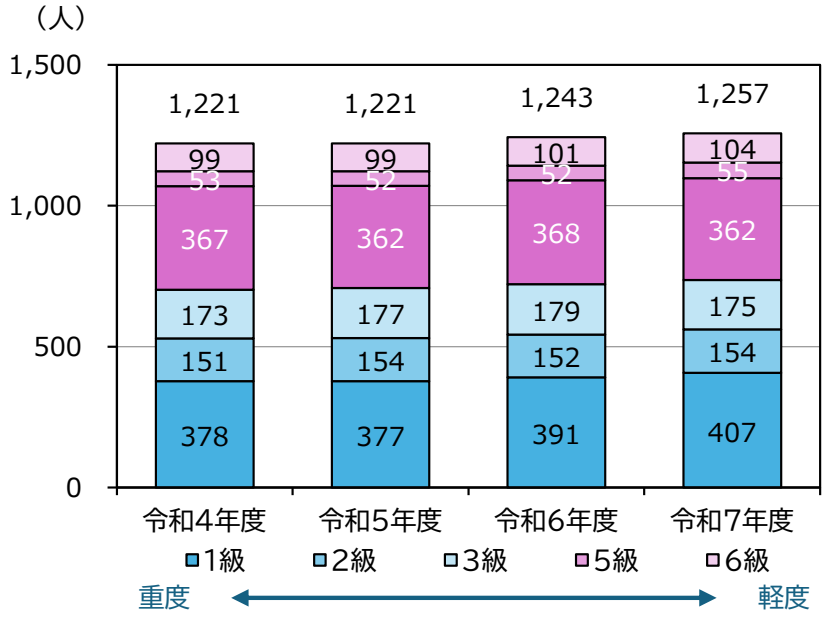
（各年度3月31日現在）

（3）身体障害者手帳所持者の状況

① 等級別の推移

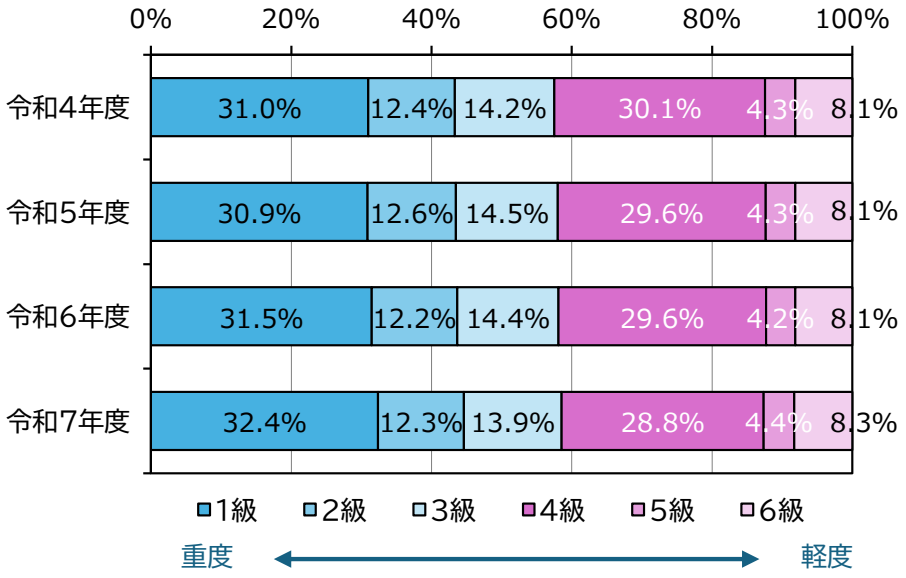
令和7年度の身体障害者手帳所持者は1,257人となっており、令和4年度と比較して36人増加しています。令和7年度の等級別割合をみると、1級の割合が最も高く32.4%となっています。また、重度者（1級と2級）の割合は44.6%となっています。

等級別の推移



（各年度3月31日現在）

等級別割合の推移

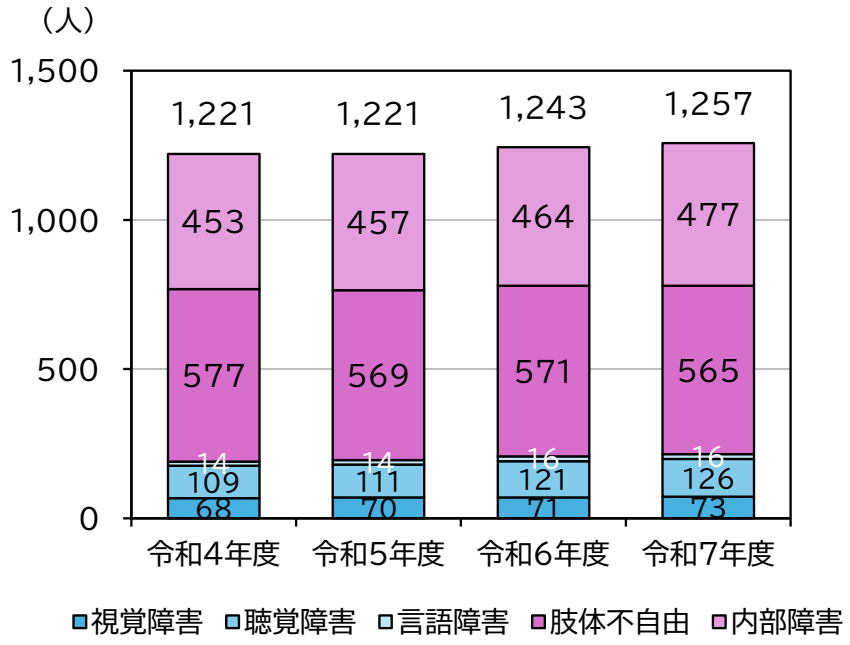


（各年度3月31日現在）

② 部位別の推移

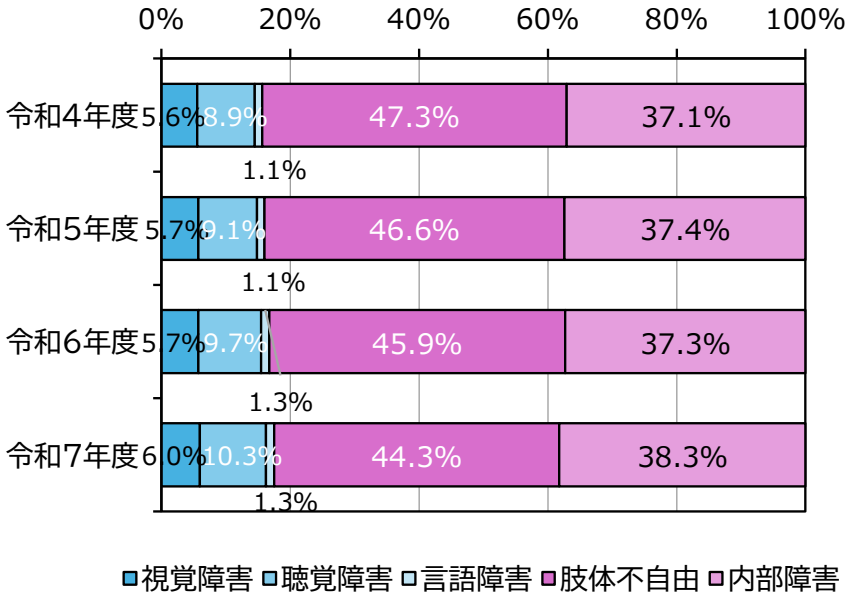
令和7年度の身体障害者手帳所持者の部位別割合をみると、「肢体不自由」が 44.3%と最も高く、次いで「内部障害」の 38.3%となっています。

部位別の推移



（各年度3月31日現在）

部位別割合の推移

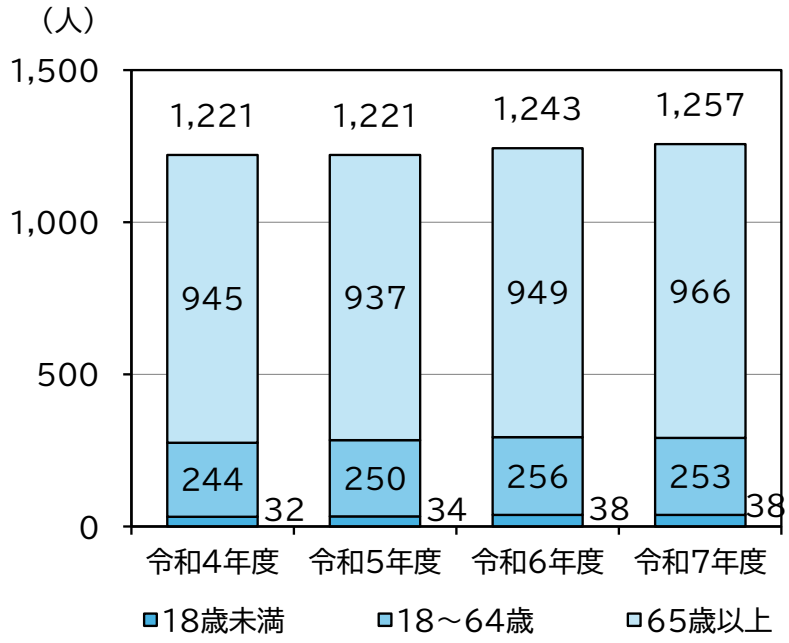


（各年度3月31日現在）

③ 年齢階層別の推移

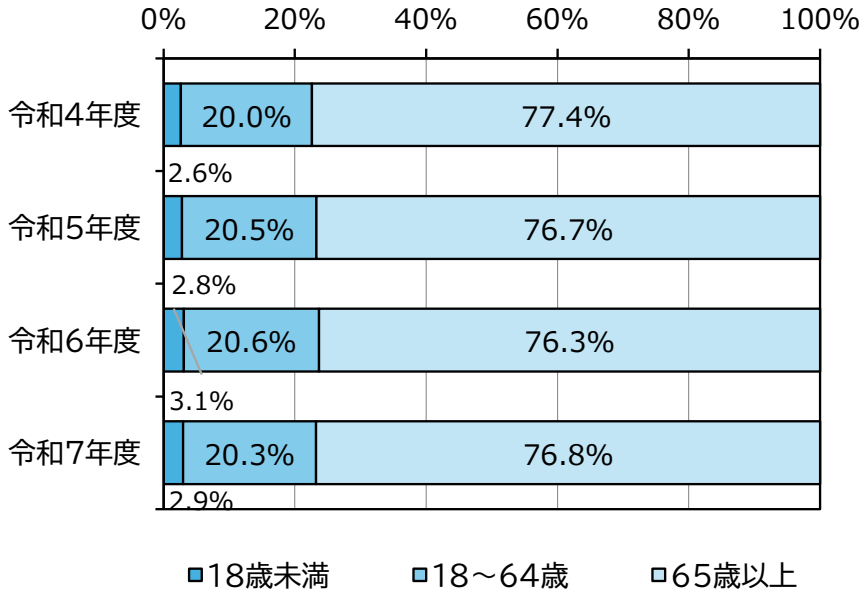
令和7年度の身体障害者手帳所持者を年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者の割合が 76.8%となっています。

年齢別の推移



（各年度3月31日現在）

年齢別割合の推移



（各年度3月31日現在）

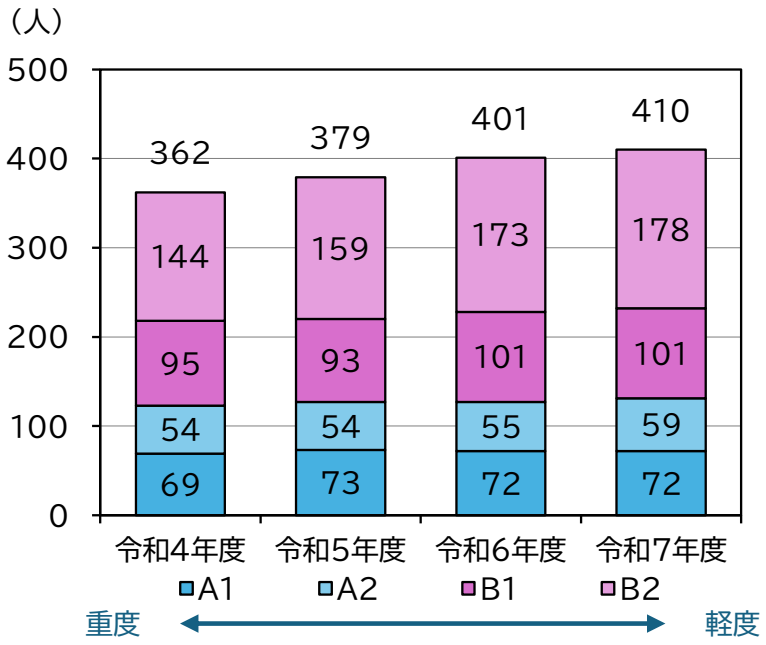
（4）療育手帳所持者の状況

① 等級別の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、令和7年度では 410 人と、令和4年度と比較して 48 人の増加となっています。

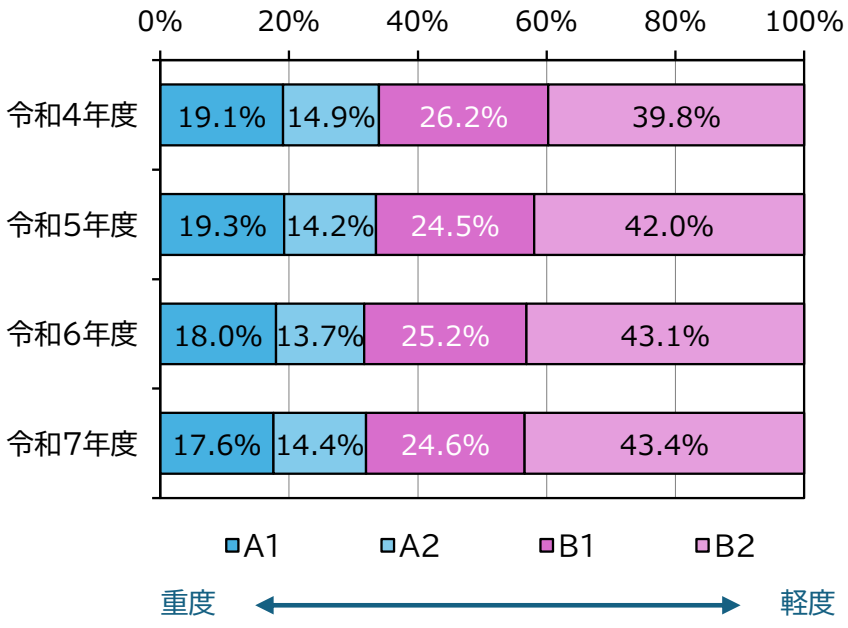
また、令和7年度の等級別割合をみるとB2が 43.4%と最も高くなっています。

等級別の推移



（各年度3月31日現在）

等級別割合の推移

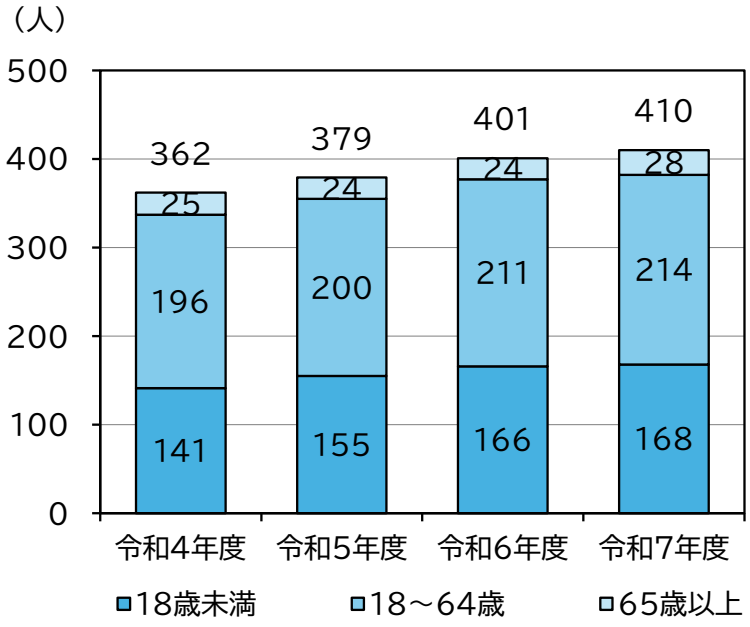


（各年度3月31日現在）

② 年齢階層別の推移

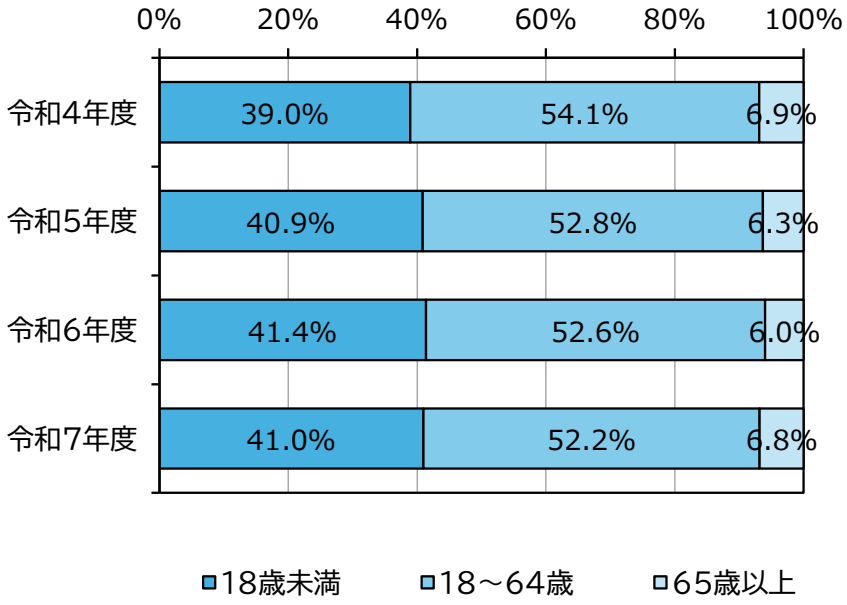
令和7年度の療育手帳所持者を年齢階層別にみると、18～64歳の割合が 52.2%となっています。また、18歳未満の割合は 41.0%となっています。

年齢別の推移



（各年度3月31日現在）

年齢別割合の推移



（各年度3月31日現在）

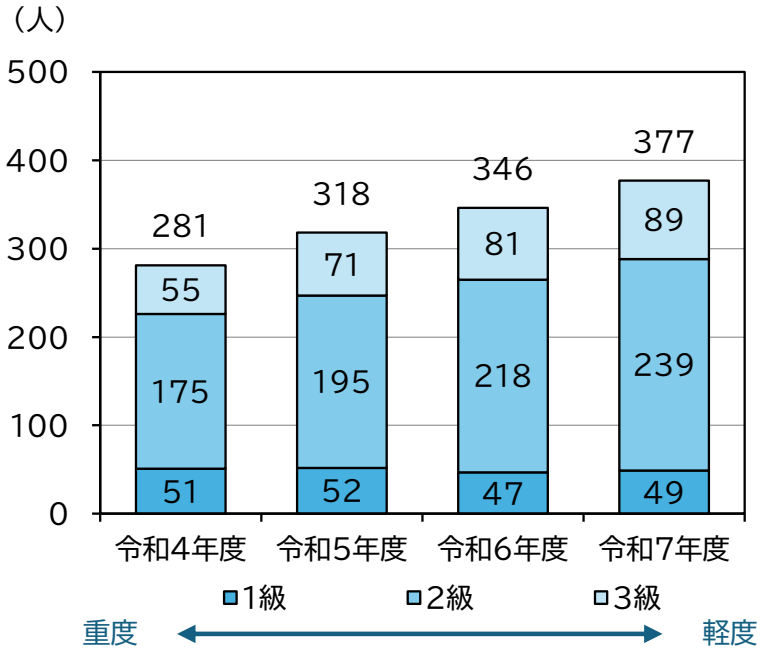
（5）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 等級別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和7年度では 377 人と、令和4年度の 281 人と比較して 96 人の増加となっています。

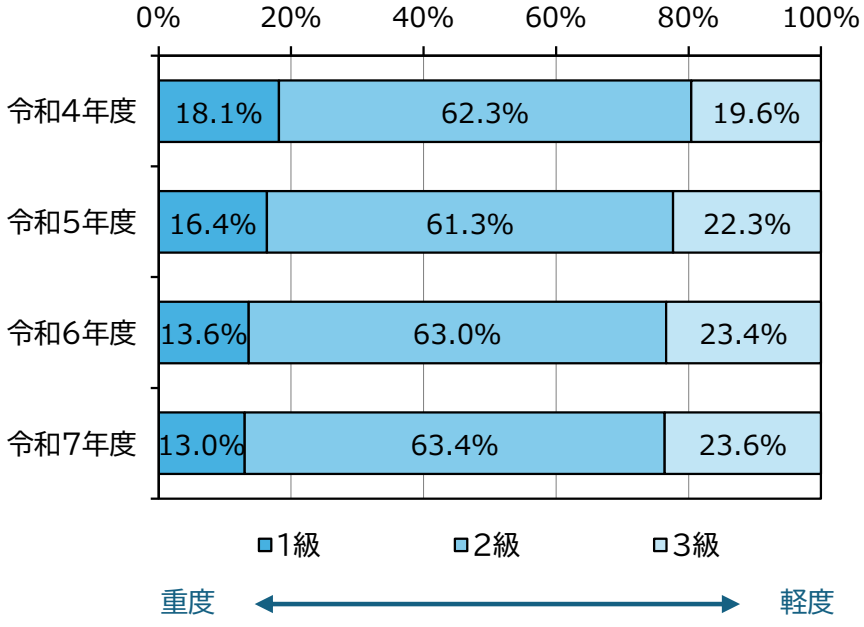
また、令和7年度の等級別割合をみると2級が63.4%と最も高くなっています。

等級別の推移



（各年度3月31日現在）

等級別割合の推移

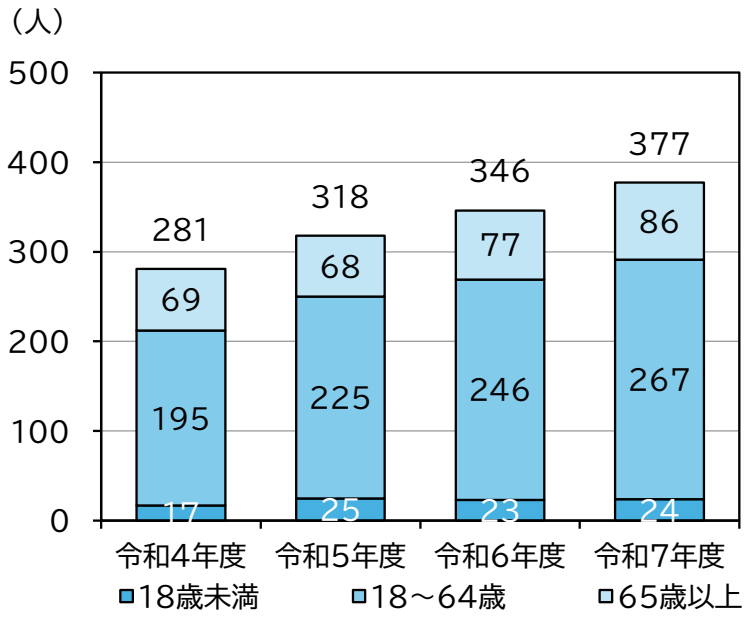


（各年度3月31日現在）

② 年齢階層別の推移

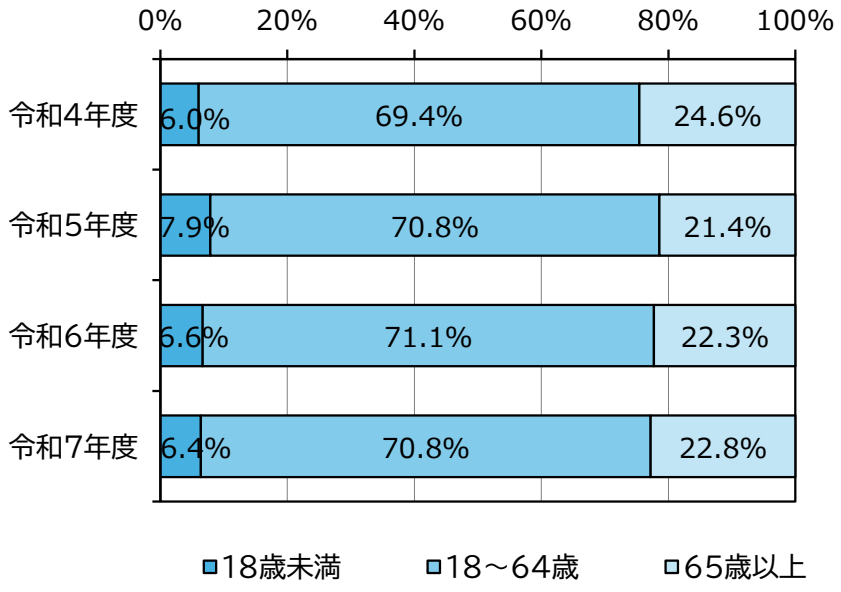
令和7年度の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢階層別にみると、18～64歳の割合が 70.8%となっています。

年齢別の推移



（各年度3月31日現在）

年齢別割合の推移



（各年度3月31日現在）

（6）自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）受給者数の状況

自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者数では、更生医療受給者が令和5年度に95人と減少しましたが、その後増加し令和8年度では110人となっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数では、全体的に増加傾向にあり、令和8年度で721人と、令和4年度と比較して、62人の増加となっています。

自立支援医療（更生医療、育成医療）受給者

（人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生医療受給者	103	95	105	109	110
育成医療受給者	13	7	2	4	3

（各年度3月31日現在、令和8年度は7月31日現在）

自立支援医療（精神通院医療）受給者

（人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神通院医療	659	659	672	700	721

（各年度3月31日現在、令和8年度は7月31日現在）

（7）指定難病医療給付（特定疾患医療・小児慢性特定疾患医療）受給者数の状況

指定難病医療（特定疾患医療給付）受給者数では、令和8年度で368人と、令和4年度と比較して、86人の増加となっています。

指定難病医療給付（特定疾患医療・小児慢性特定疾患医療）受給者

（人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定疾患医療給付	282	271	318	360	368
小児慢性特定疾患医療給付	37	38	44	54	55

（各年度3月31日現在、令和8年度は8月14日現在）

（8）障がいのある未就学児・児童・生徒の状況

特別支援学級在籍者数の児童生徒数の推移をみると、令和8年度では小学生181人、中学生76人となっています。令和4年度と比較して小学生が61人の増加、中学生が27人の増加となっています。

特別支援学級在籍児童の障がい別の状況では、自閉症・情緒障がいが142人と最も高くなっています。

未就学児における障がい児数は、令和8年度では令和4年と比較して保育所において8人、幼稚園において6人減少しています。

通級指導教室の在学者状況においては、令和6年度まで増加傾向にありましたが、令和7年度より減少し令和8年度では28人となっています。

特別支援学級在籍者数

（人）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小学生	学級数	27	27	32	29	33
	児童数	120	126	151	166	181
中学生	学級数	8	11	11	13	14
	生徒数	49	62	62	72	76

（各年度5月1日現在）

特別支援学級在籍児童・生徒の状況（障がい別）

（人）

	小学校	中学校	合計
視覚障がい	0	0	0
聴覚障がい	3	2	5
言語障がい	0	0	0
肢体不自由	6	3	9
知的障がい	72	23	95
自閉症・情緒障がい	95	47	142
病弱学級	5	1	6
合計	181	76	257

（令和8年5月1日現在）

未就学児における障がい児数

（人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育園	15	15	17	12	7
認定こども園	0	0	0	0	0
幼稚園	7	3	6	1	1

（各年度4月1日現在、令和8年は4月1日現在）

※保育所等に在籍する児童のうち、特別児童扶養手当・障害者手帳を保持する者の数

通級指導教室の在学者状況

（人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小学校	15	15	38	36	28

（各年度5月1日現在）

（9）障害福祉サービス等の提供事業所数

地域生活支援事業の提供事業所及び障害児支援に関するサービスの提供事業所数の推移をみると、児童発達支援における事業所数が3件増加しています。

地域生活支援事業の提供事業所数の推移

（事業所）

サービス		令和5年度	令和8年度	増減
1	相談支援	2	1	-1
2	地域活動支援センター（上益城圏域）	3	3	0
3	訪問入浴	2	1	-1
4	日中一時支援	16	17	1
5	移動支援	2	4	2
合計		25	26	1

（令和5年4月1日現在、令和8年8月1日現在）

障害児支援に関するサービスの提供事業所数の推移

（事業所）

サービス		令和5年度	令和8年度	増減
1	児童発達支援	3	6	3
2	放課後等デイサービス	5	6	1
3	保育所等訪問支援	0	2	2
4	医療型児童発達支援	0	0	0
5	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
6	障害児相談支援	2	3	1
合計		10	17	7

（令和5年4月1日現在、令和8年8月1日現在）

2.　アンケート調査結果

2-1. 調査の概要

① 手帳所持者への調査

調査の目的	町民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的に実施しました。
調査方法	メールによる調査票の配布、メールまたは、WEB回答画面による回答
調査対象	障がいに関するサービスご利用の方（障がい者：243人　障がい児：338人）
調査期間	令和8年7月27日（月）～令和8年8月17日（月）
回収結果	有効回収数：全体　　233票 障がい者　103票（郵送：　86票　WEB：　17票） 障がい児　130票（郵送：　69票　WEB：　61票） 回収率：　障がい者42.4% 障がい児38.5%

② 事業所への調査

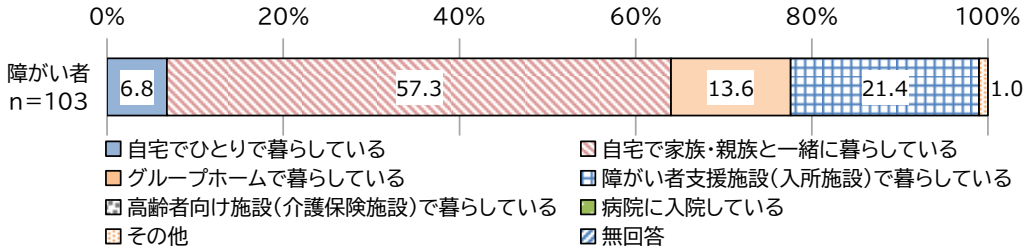
調査の目的	事業所からみた障害福祉サービス提供に係るご意向やご意見等を把握し、計画策定や施策推進のための基礎資料とすることを目的に実施しました。
調査方法	メールによる調査票の配布、メールまたは用紙による回答
調査対象	障がい福祉サービス等提供法人または事業所
調査期間	集計中
回収結果	

2-2. 調査の結果

(1) 現在の暮らし方

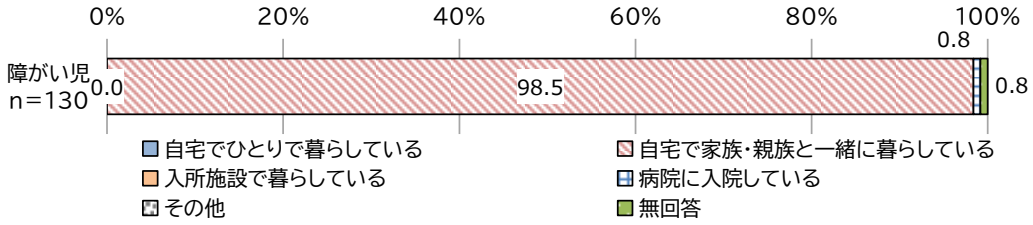
① 障がい者

障がい者では、「自宅で家族・親族と一緒に暮らしている」が 57.3%で最も高く、次いで「障がい者支援施設(入所施設)で暮らしている」が 21.4%、「グループホームで暮らしている」が 13.6%となっています。



② 障がい児

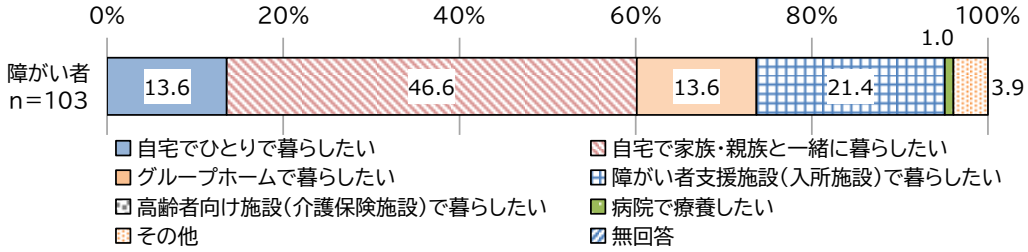
障がい児では、「自宅で家族・親族と一緒に暮らしている」が 98.5%、「病院に入院している」が 0.8%となっています。



(2) 今後希望する暮らし方

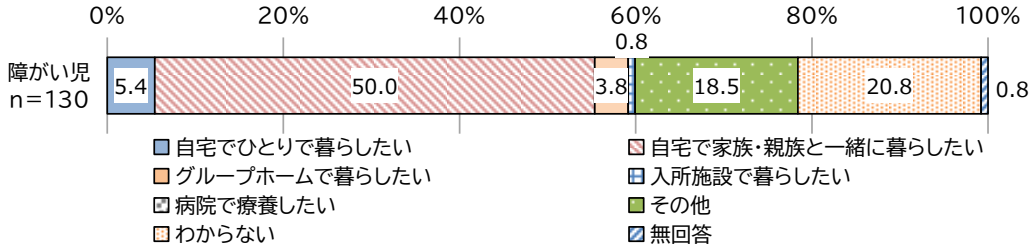
① 障がい者

障がい者では、「自宅で家族・親族と一緒に暮らしたい」が 46.6%で最も高く、次いで「障がい者支援施設(入所施設)で暮らしたい」が 21.4%、「自宅でひとりで暮らしたい」「グループホームで暮らしたい」が 13.6%となっています。



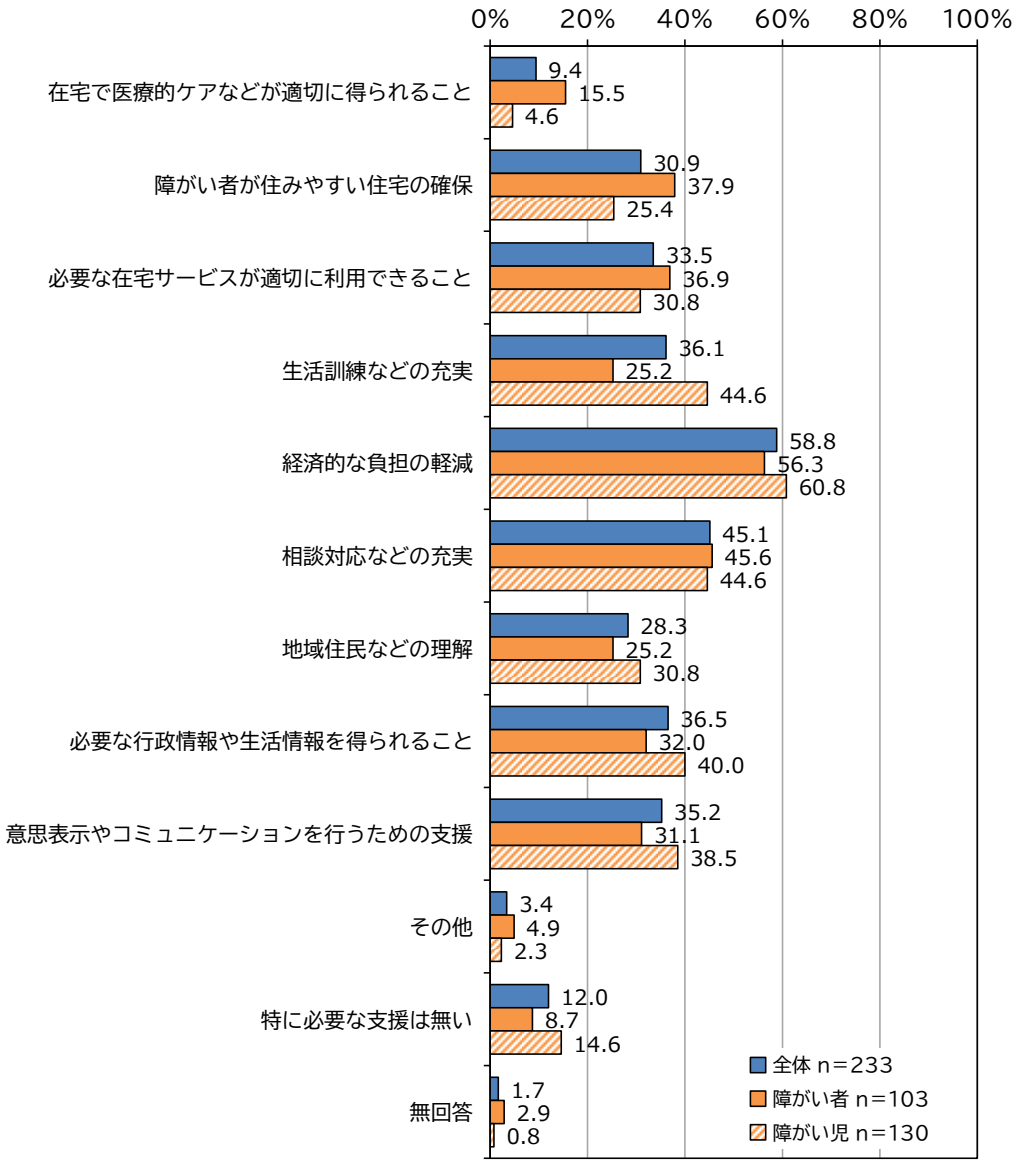
② 障がい児

障がい児では、「自宅で家族・親族と一緒に暮らしたい」が 50.0%で最も高く、次いで「わからない」が 20.8%、「自宅でひとりで暮らしたい」が 5.4%となっています。



（3）希望する暮らしに必要な支援

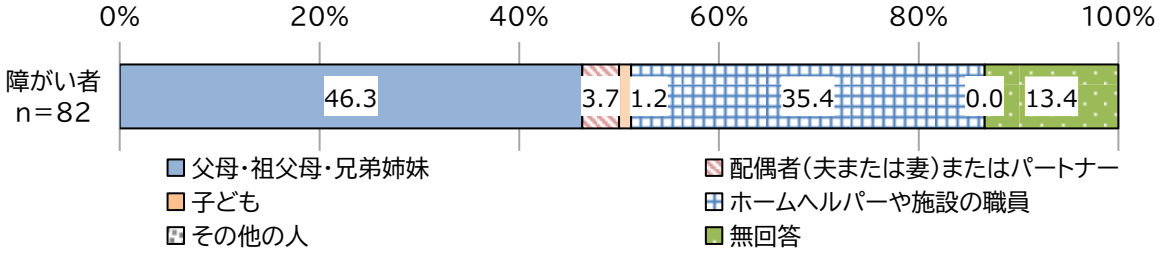
全体では、「経済的な負担の軽減」が 58.8%で最も高く、次いで「相談対応などの充実」が 45.1%、「必要な行政情報や生活情報を得られること」が 36.5%となっています。



(4) 主な介助者

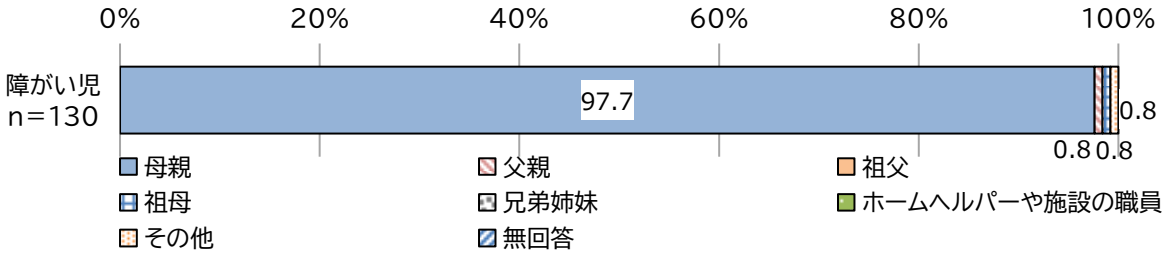
① 障がい者

障がい者では、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が 46.3%で最も高く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が 35.4%、「配偶者(夫または妻)またはパートナー」が 3.7%となっています。



② 障がい児

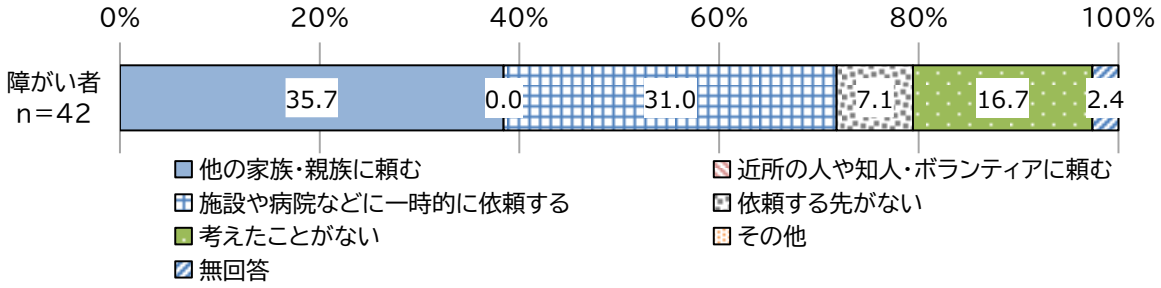
障がい児では、「母親」が 97.7%で最も高く、次いで「父親」「祖母」が 0.8%となっています。



(5) 介助できなくなった場合の対処

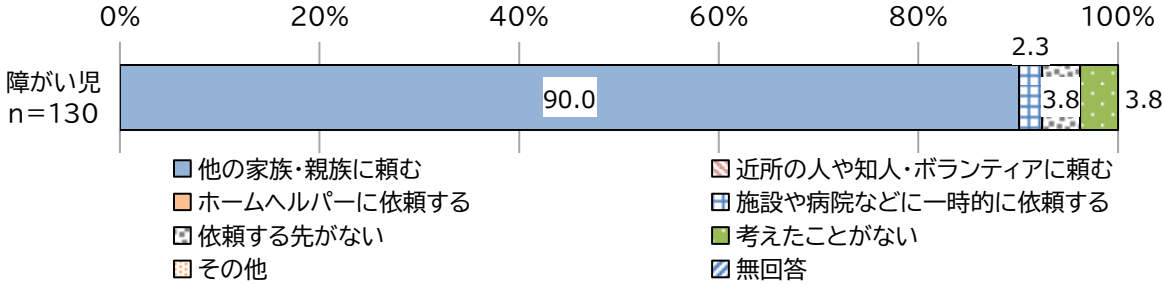
① 障がい者

障がい者では、「他の家族・親族に頼む」が 35.7%で最も高く、次いで「施設や病院などに一時的に依頼する」が 31.0%、「考えたことがない」が 16.7%となっています。



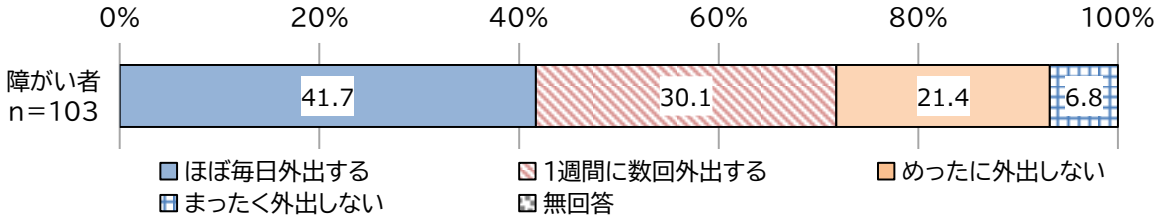
② 障がい児

障がい児では、「他の家族・親族に頼む」が 90.0%で最も高く、次いで「依頼する先がない」「考えたことがない」が 3.8%、「施設や病院などに一時的に依頼する」が 2.3%となっています。



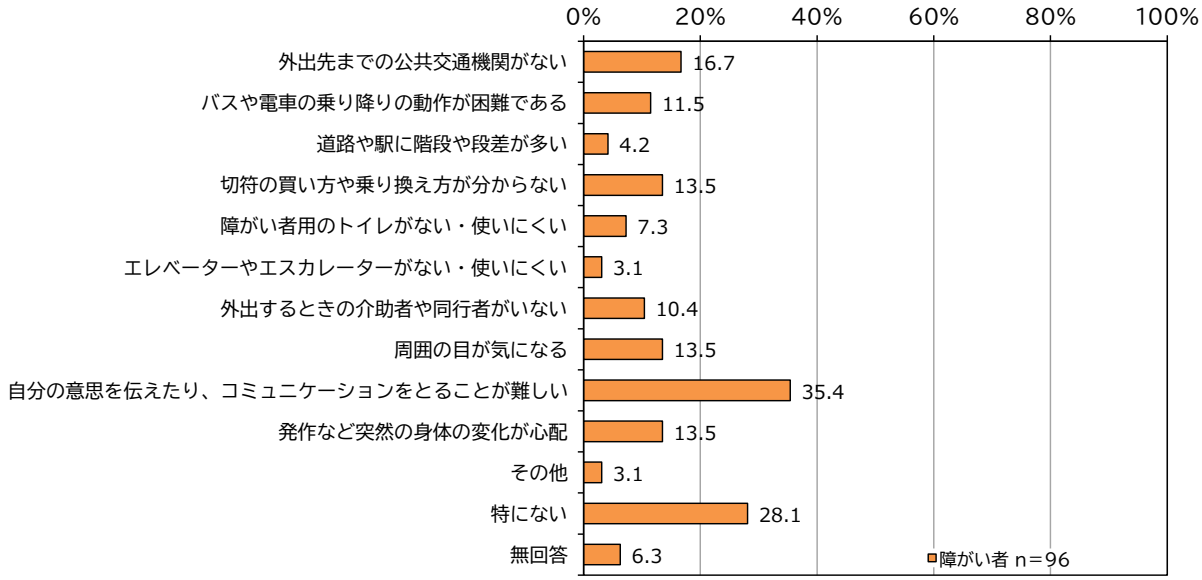
（6）外出の頻度

障がい者では、「ほぼ毎日外出する」が 41.7%、「1週間に数回外出する」が 30.1%となっています。



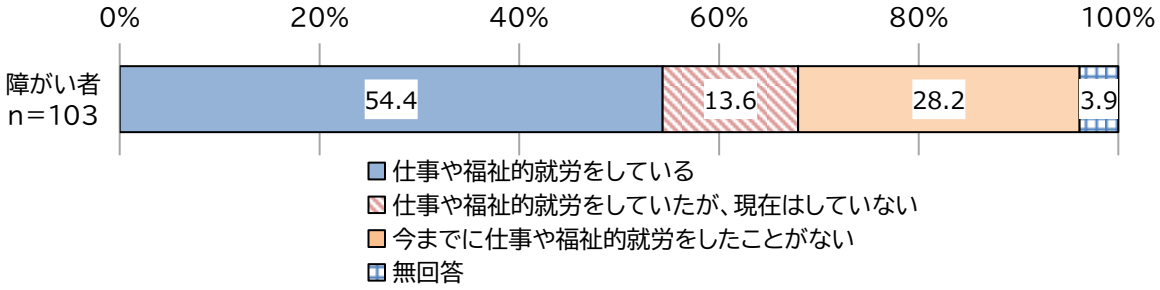
（7）外出時の困りごと

障がい者では、「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい」が 35.4%で最も高く、次いで「特にない」が 28.1%、「外出先までの公共交通機関がない」が 16.7%となっています。



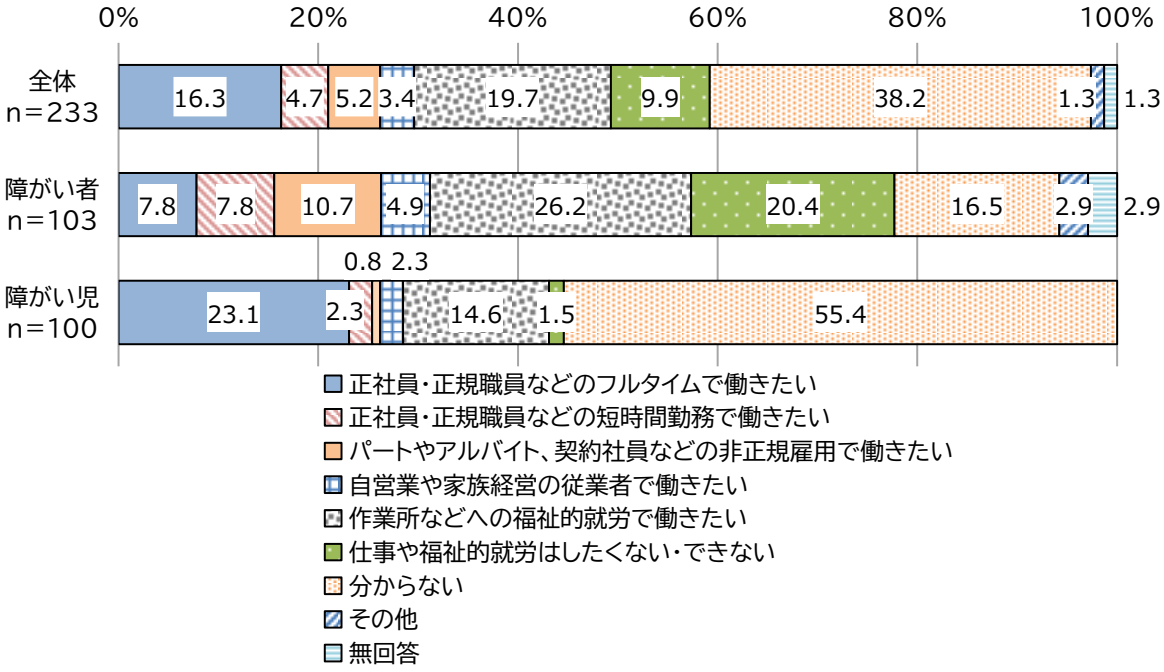
（8）仕事・福祉的就労の有無

障がい者では、「仕事や福祉的就労をしている」が 54.4%、「今までに仕事や福祉的就労をしたことがない」が 28.2%となっています。



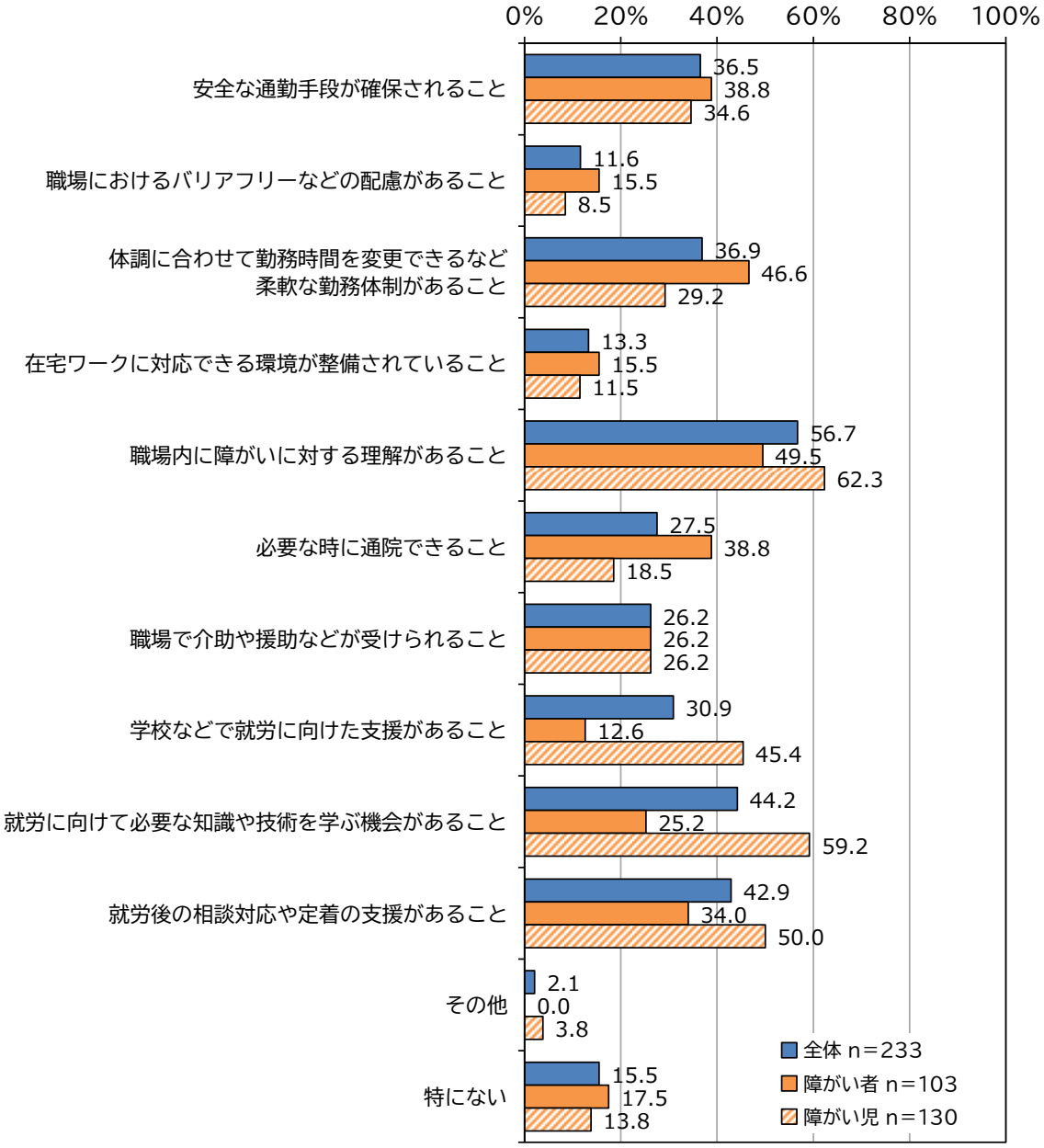
（9）希望する仕事・福祉的就労

全体では、「分からない」が 38.2%で最も高く、次いで「作業所などへの福祉的就労で働きたい」が 19.7%、「正社員・正規職員などのフルタイムで働きたい」が 16.3%となっています。



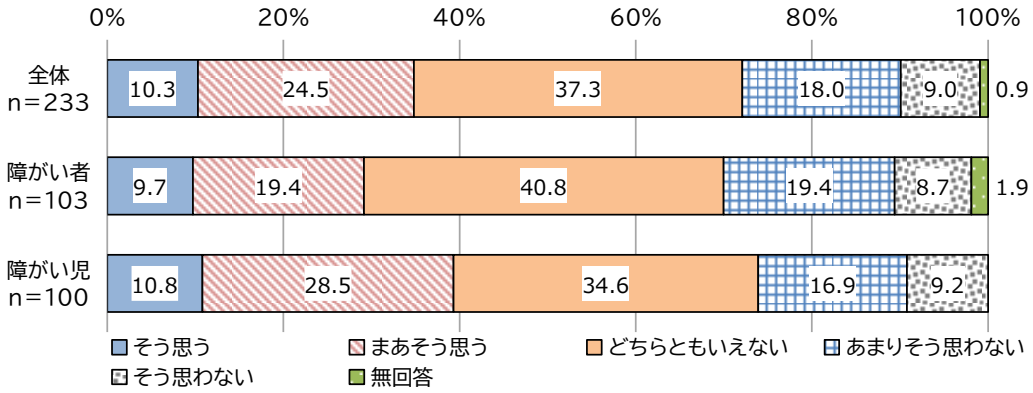
（10）必要な障がい者の就労支援

全体では、「職場内に障がいに対する理解があること」が 56.7%で最も高く、次いで「就労に向けて必要な知識や技術を学ぶ機会があること」が 44.2%、「就労後の相談対応や定着の支援があること」が 42.9%となっています。



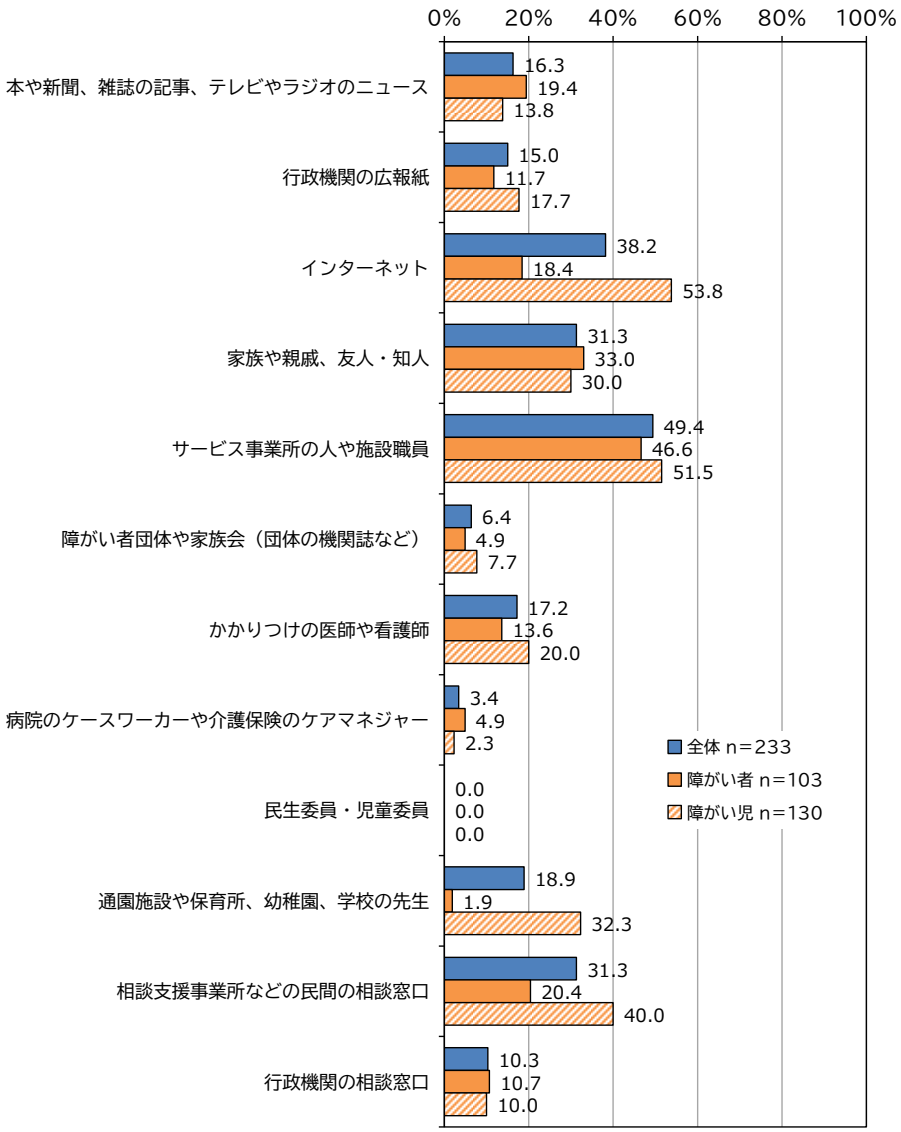
（11）十分な情報の確保

全体では、「どちらともいえない」が 37.3%で最も高く、次いで「まあそう思う」が 24.5%、「あまりそう思わない」が 18.0%となっています。



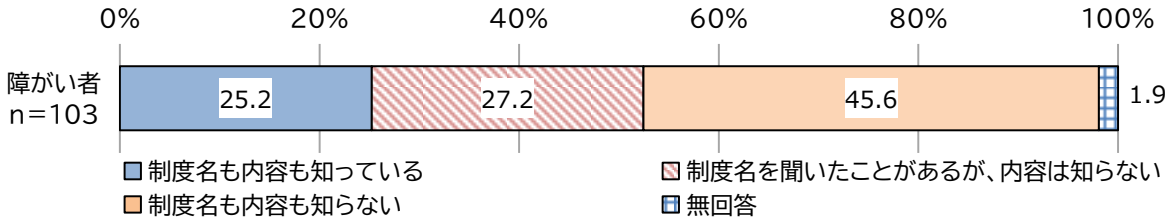
（12）情報の入手方法

全体では、「サービス事業所の人や施設職員」が 49.4%で最も高く、次いで「インターネット」が 38.2%、「家族や親戚、友人・知人」「相談支援事業所などの民間の相談窓口」が 31.3%となっています。



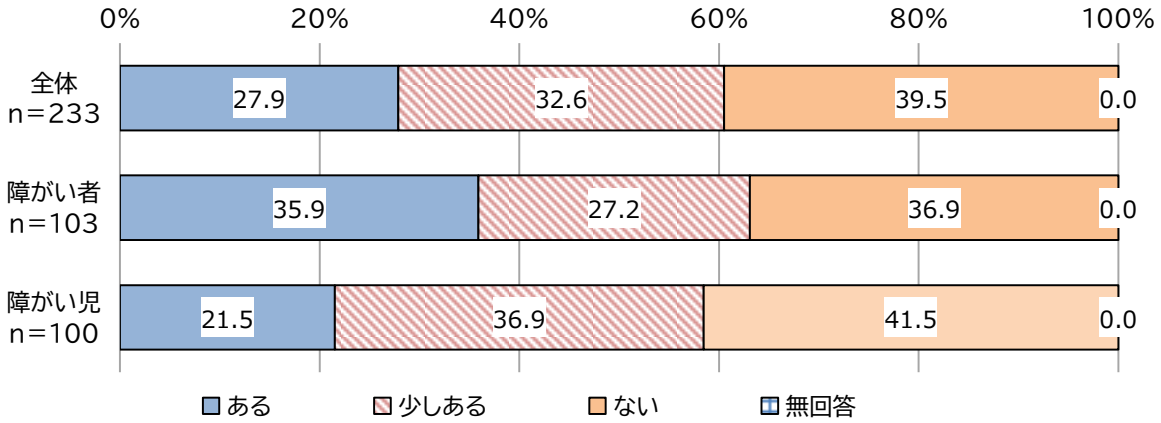
（13）成年後見制度の認知度

障がい者では、「制度名も内容も知らない」が 45.6%、「制度名を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 27.2%となっています。



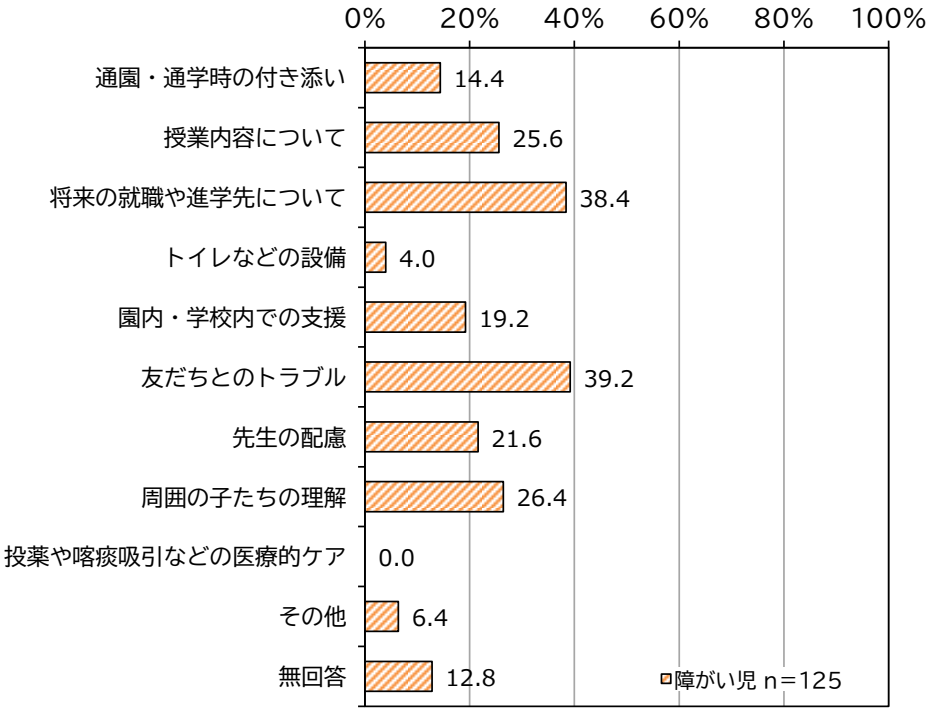
（14）差別や嫌な思いをした経験

全体では、「ない」が39.5%、「少しある」が 32.6%となっている。



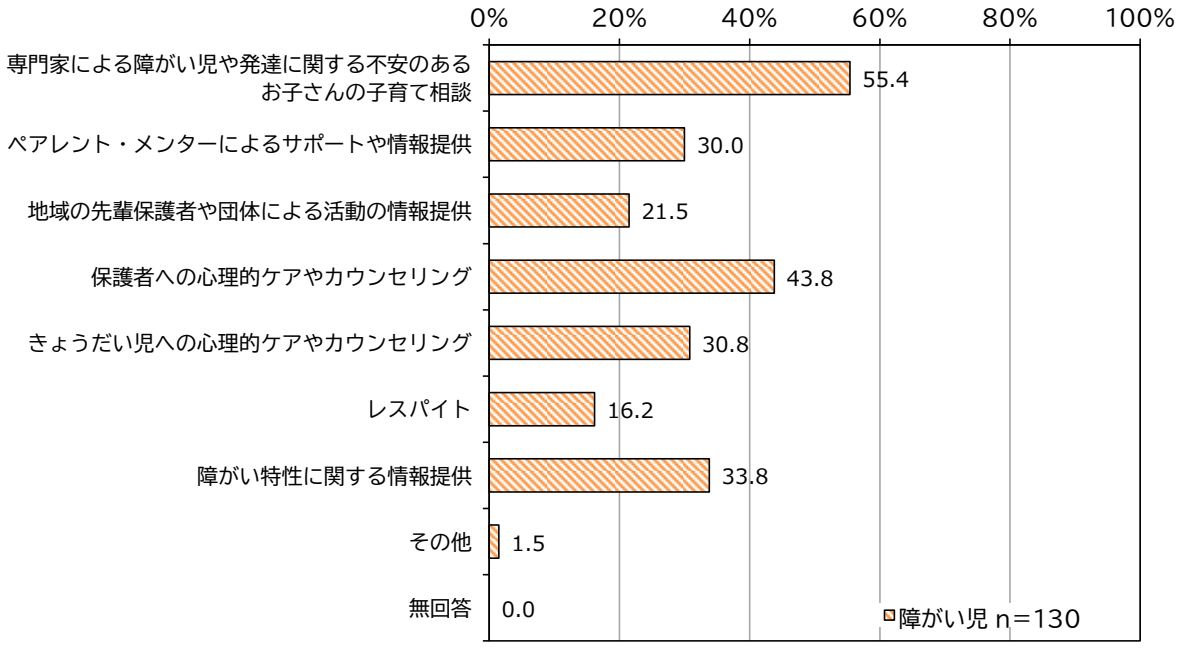
（15）学校・園での困りごと・心配ごと

障がい児では、「友だちとのトラブル」が 39.2%で最も高く、次いで「将来の就職や進学先について」が 38.4%、「周囲の子たちの理解」が 26.4%となっています。



（16）保護者に必要な支援

障がい児では、「専門家による障がい児や発達に関する不安のあるお子さんの子育て相談」が 55.4%で最も高く、次いで「保護者への心理的ケアやカウンセリング」が 43.8%、「障がい特性に関する情報提供」が 33.8%となっています。

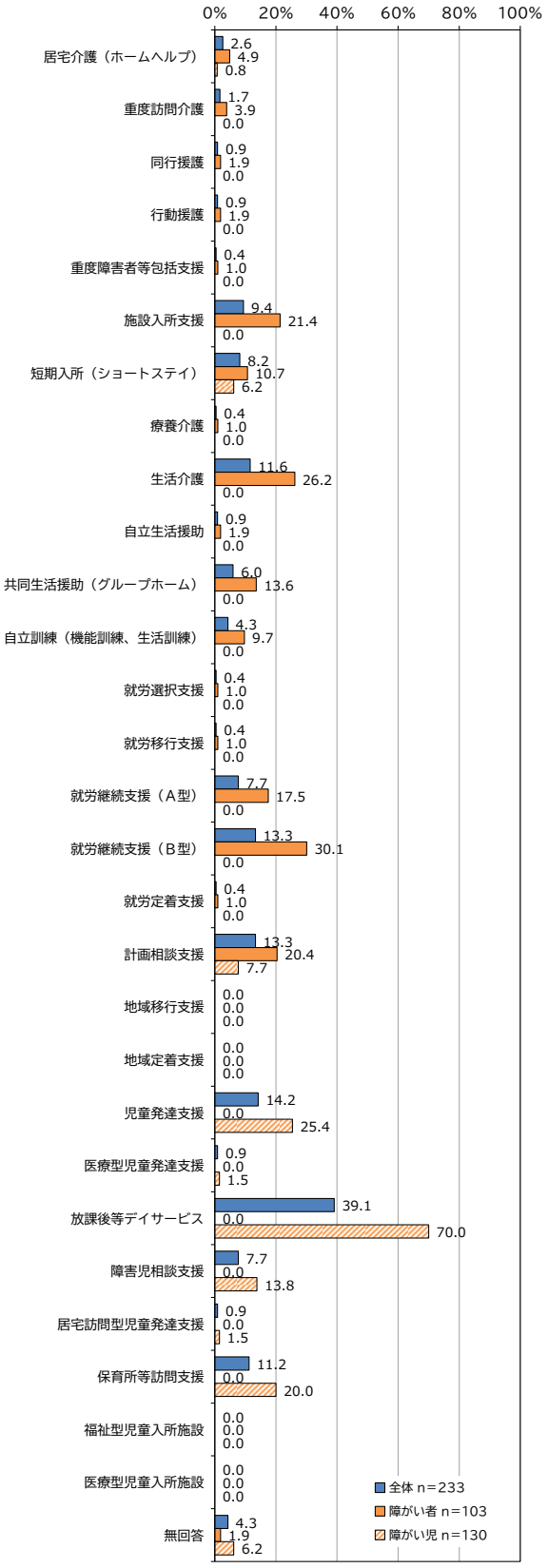


（17）障害福祉サービスの利用

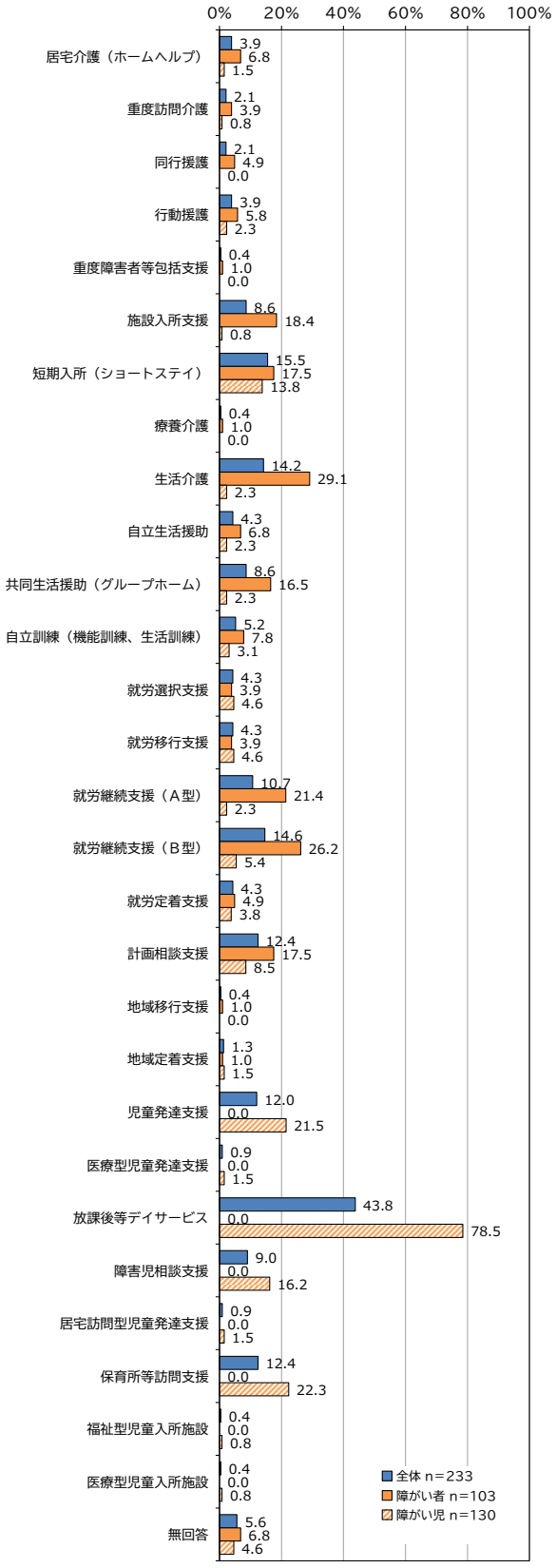
現在利用しているサービスでは、「放課後等デイサービス」が 39.1%で最も高く、次いで「児童発達支援」が 14.2%、「就労継続支援（B型）」「計画相談支援」が 13.3%となっています。

利用を継続したい・新たに利用したいサービスでは、「放課後等デイサービス」が 43.8%で最も高く、次いで「短期入所（ショートステイ）」が 15.5%、「就労継続支援（B型）」が 14.6%となっています。

現在利用しているサービス



利用を継続したい・新たに利用したいサービス

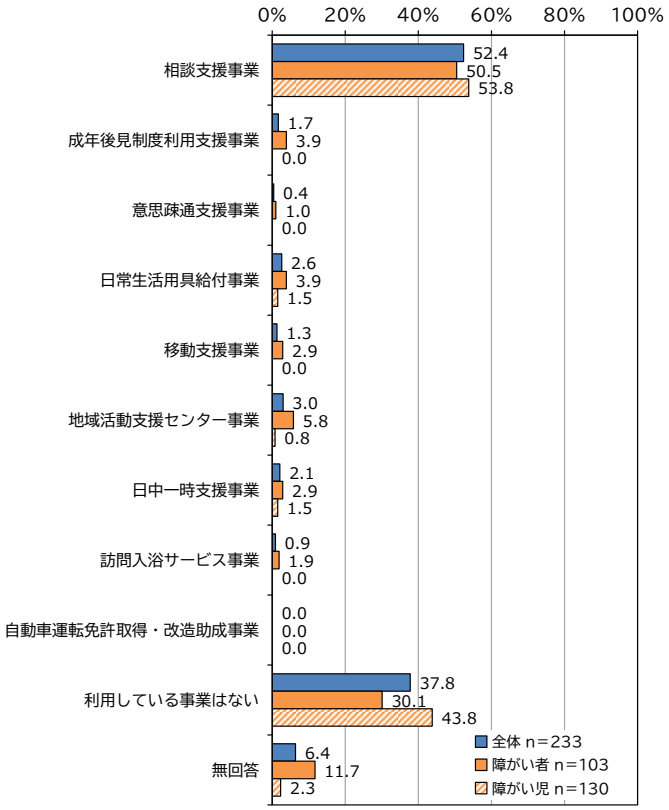


（18）地域生活支援事業の利用

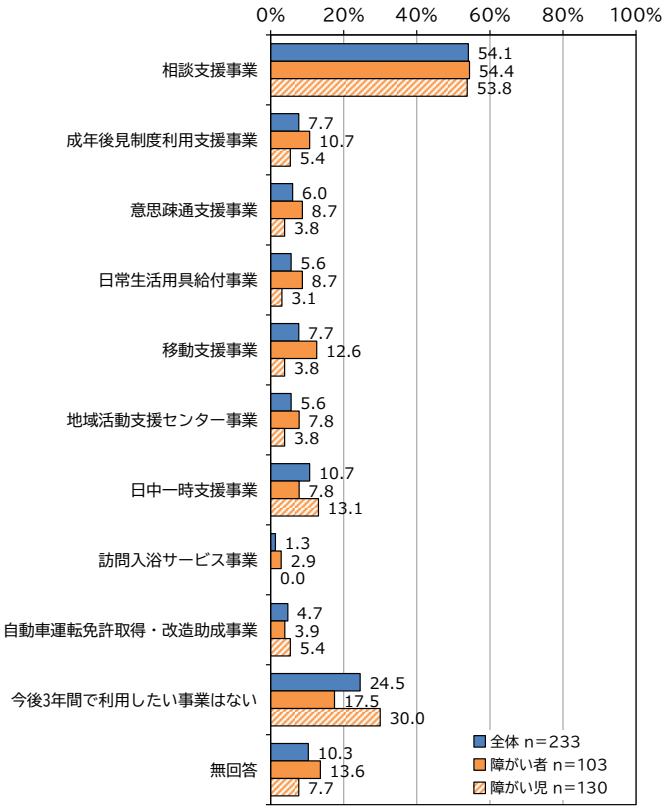
現在利用している事業では、「相談支援事業」が 52.4%で最も高く、次いで「利用している事業はない」が 37.8%、「地域活動支援センター事業」が 3.0%となっています。

利用を継続したい・新たに利用したい事業では、「相談支援事業」が 54.1%で最も高く、次いで「今後 3 年間で利用したい事業はない」が 24.5%、「日中一時支援事業」が 10.7%となっています。

現在利用している事業

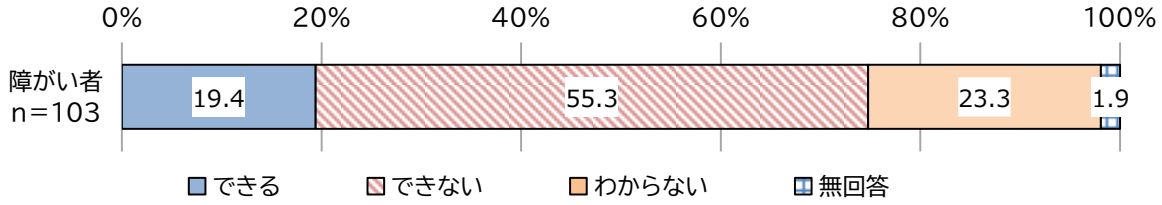


利用を継続したい・新たに利用したい事業



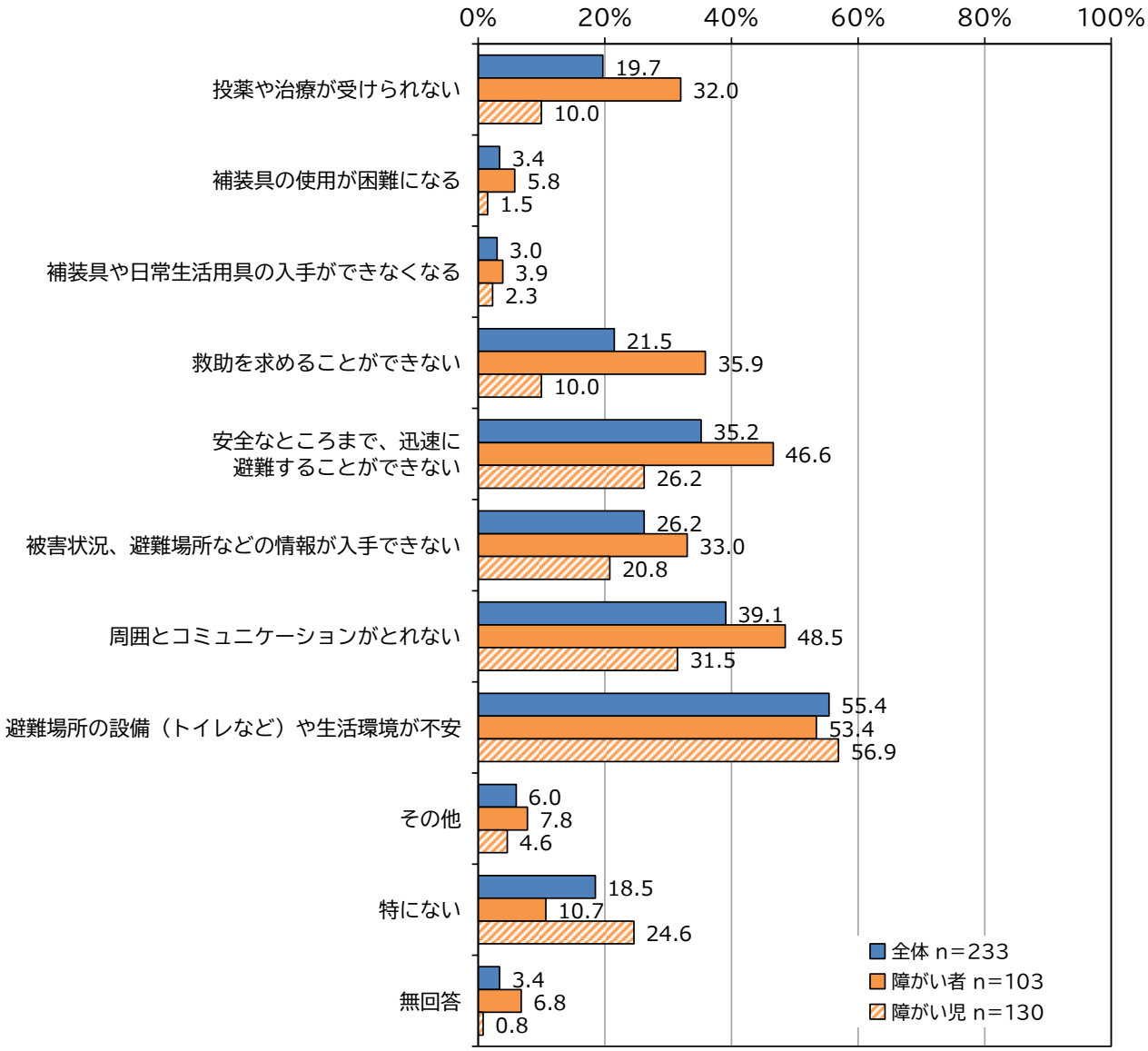
（19）災害時の避難

障がい者では、火事や地震などの災害時に一人で避難「できない」が55.3%、「わからない」が23.3%となっています。



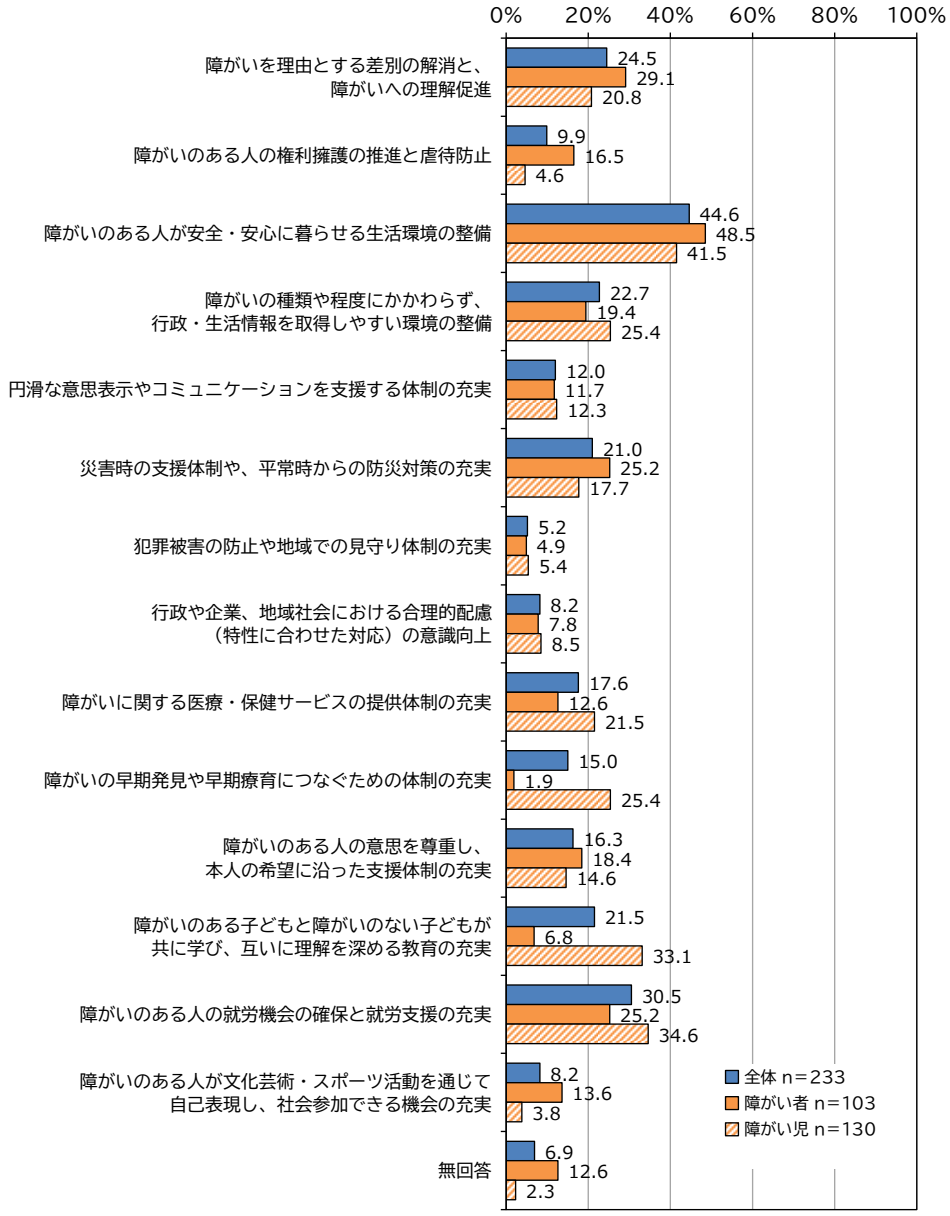
（20）災害時や避難した際の不安点

全体では、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が 55.4%で最も高く、次いで「周囲とコミュニケーションがとれない」が 39.1%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 35.2%となっています。



（21）益城町が充実させるべき施策

全体では、「障がいのある人が安全・安心に暮らせる生活環境の整備」が 44.6%で最も高く、次いで「障がいのある人の就労機会の確保と就労支援の充実」が 30.5%、「障がいを理由とする差別の解消と、障がいへの理解促進」が 24.5%となっています。



第3章　成果目標の進捗状況

障がい福祉計画策定に関する基本指針では、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、国が掲げる事項について成果目標を設定し定期的に評価をおこなうこととされています。これに基づき、「前期計画」で設定した成果目標について、実績の把握と評価を行いました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本方針（第7期・第3期）
○ 令和4年度末時点の施設入所者数の6％以上が令和8度末までに地域生活へ移行する。 ○ 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5％以上削減する。

【町の成果目標と実績】

項目	基準値 （令和4年度末）	目標値 （令和8年度末）	実績 （令和8年7月時点）
施設入所から地域生活への移行者数	施設入所者数 39 人	地域移行者数 3 人（7.7%移行）	地域移行者数 1 人
施設入所者数の削減見込		施設入所者数 37 人（5.1%削減）	施設入所者数 39 人

【評価】

○ 地域生活移行者数について3人という目標を掲げていましたが、令和8年7月時点では、1人となっています。自宅若しくは共同生活援助等への入所を検討している利用者もいるため、令和8年度末には、現時点より増加する見込みです。

○ 施設入所者数は、令和8年度で37人を目標としていますが、入所者数は横ばいで、削減目標は未達成です。

（2）地域生活支援の充実

国の基本方針（第7期・第3期）
○ 令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。 ○ 令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める。

【町の成果目標と実績】

項目	基準値 （令和5年度中）	目標値 （令和8年度中）	実績 （令和8年7月時点）
地域生活支援拠点等の整備	1 か所	1 か所	1 か所
地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置	無	1 か所	0 か所
強度行動障がいを有する者への支援体制の整備	無	1 か所	0 か所

【町の活動指標と実績】

項目		利用者数の見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置個所数	計画	1 か所	1 か所	1 か所
	実績	1 か所	1 か所	1 か所
検証・検討の実施回数	計画	1 回/年	1 回/年	1 回/年
	実績	1 回/年	1 回/年	1 回/年
コーディネーターの配置人数	計画	0 人	0 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人
強度行動障がいを有する者への支援体制	計画	0 か所	0 か所	1 か所
	実績	0 か所	0 か所	0 か所

【評価】

○ 成果目標に掲げる整備内容については取り組みを実施しており、引き続き機能充実に向けた取り組みを進めていきます。

○ 強度行動障がい者を有する者のニーズの把握や、既存の協議会を活用した事例検討・情報共有を行う場等の検討を図ります。

（3）福祉施設から一般就労への移行等

国の基本方針（第7期・第3期）
○ 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1．28倍以上とする。 ○ 就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1．31倍以上とする。 ○ 就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1．29倍以上を目指す。 ○ 就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1．28倍以上を目指す。 ○ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。 ○ 就労定着支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1．41倍以上とする。 ○ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

【町の成果目標と実績】

項目	基準値（令和3年度中）	目標値（令和8年度中）	実績（令和8年7月時点）
一般就労への移行者数	４人	７人	４人
うち、就労移行支援を通じた一般就労への移行者数	３人	４人	２人
うち、就労継続支援Ａ型を通じた一般就労への移行者数	１人	２人	２人
うち、就労継続支援Ｂ型を通じた一般就労への移行者数	０人	１人	０人
就労定着支援事業利用者	４人	６人	３人

項目	基準値（令和4年度中）	目標値（令和8年度中）	実績（令和8年7月時点）
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が５割以上の事業所の割合	０割	10 割	０割
就労定着率が７割以上の事業所の割合	町内に対象事業所がないため未設定		

【評価】

○ 福祉施設から一般就労への移行者数は、7人を目標としており、令和8年7月時点での実績は4人でした。令和7年度の移行者数は7人のため、令和8年度中には、目標を達成する見込みです。

○ 就労定着支援事業の利用者数は、6人を目標としており、令和8年7月時点での実績は3人でした。

○ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業の利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所については、町内の対象事業所が1事業所であり、利用者が０人であったため、0割となりました。

（4）障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本方針（第7期・第3期）
○ 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となり、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。 ○ 令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。 ○ 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保する。 ○ 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【町の成果目標】

項目	基準値 （令和5年度中）	目標値 （令和8年度中）	実績 （令和8年7月時点）
児童発達支援センターの設置	1 か所	1 か所	1 か所
保育所等訪問支援の実施体制	1 か所	1 か所	2 か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	無	1 か所	0 か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	無	1 か所	0 か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 か所	1 か所	1 か所
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	無	1 人	0人

【評価】

○ 上益城圏域で1か所の児童発達支援センターを設置しています。今後も実施体制の強化・充実に努めます。

○ 保育所等訪問支援の実施体制は1か所を目標としていましたが、町内に2か所開設することができました。

○ 医療的ケア児コーディネーターは、令和 8 年度に町に 2 人の配置を予定していましたが、令和 8 年熊本地震により、受講が必須となる県主催の医療的ケア児等コーディネーター養成研修が中止となったため、未達成となりました。

（5）相談支援体制の充実・強化等

国の基本方針（第7期・第3期）
○ 令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。 ○ 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。

【町の成果目標と実績】

項目	基準値（令和5年度中）	目標値（令和8年度中）	実績（令和8年7月時点）
基幹相談支援センターの設置	無	1か所	1か所
上益城圏域自立支援協議会の設置	1か所	1か所	1か所
上益城圏域自立支援協議会等を通じた地域サービス基盤の開発・改善	実施	実施	実施

【町の活動指標と実績】

項目	利用者数の見込み			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無 ※新規	計画	無	無	有
	実績	無	無	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	計画	0件/年	0件/年	2件/年
	実績	0件/年	0件/年	整理中
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	計画	0件/年	0件/年	1件/年
	実績	0件/年	0件/年	整理中
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	計画	0回/年	0回/年	1回/年
	実績	0回/年	0回/年	整理中
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数 ※新規	計画	0回/年	0回/年	1回/年
	実績	0回/年	0回/年	整理中
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 ※新規	計画	0人/年	0人/年	1人/年
	実績	0人/年	0人/年	0人/年
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 ※新規	計画	1回/年	2回/年	2回/年
	実績	6回/年	6回/年	6回/年
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数 ※新規	計画	2か所	2か所	2か所
	実績	2か所	6か所	6か所
協議会の専門部会の設置数 ※新規	計画	4か所	4か所	4か所
	実績	4か所	4か所	4か所
協議会の専門部会の実施回数 ※新規	計画	18回/年	18回/年	18回/年
	実績	29回/年	29回/年	26回/年

【評価】

○ 令和8年度から上益城圏域で「上益城障がい者基幹相談支援センターこかげ」を設置し、地域における相談支援の中核的な役割を担い、その強化と充実に取り組んでいます。

○ 「上益城圏域自立支援協議会」によって上益城圏域の障がい福祉に関して、地域課題に対する調整・協議の場の確保を行ってきました。

○ 今後も、地域生活支援拠点と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保していきます。

○ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討については、毎年度6回実施することができました。また、参加事業者・機関数は、令和7年度から6か所となりました。

○ 協議会の専門部会は、毎年度4か所設置しており、実施回数については、計画した回数よりも多く実施できています。

（6）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本方針（第7期・第3期）
○ 令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。

【町の成果目標と実績】

項目	実績 （令和8年7月時点）
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加や、上益城圏域において情報共有を密にし、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。	実施

【町の活動指標と実績】

項目	利用者数の見込み			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や町職員に対して実施する研修の参加人数	計画	4 人/年	4 人/年	4 人/年
	実績	5 人/年	5 人/年	5 人/年
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	計画	無	無	無
	実績	無	無	無
（共有する体制が有の場合）それに基づく実施回数	計画	0 回/年	0 回/年	0 回/年
	実績	0 回/年	0 回/年	0 回/年

【評価】

○ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や町職員に対して実施する研修へは毎年度5人参加しています。

（7）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本方針（第7期・第3期）
○ 都道府県は、精神病床における退院率に関する成果目標の設定すること。 ○ 市町村については、成果目標の設定は求めないが、精神障がい者の地域移行支援事業等に関するサービス利用量や保健・医療・福祉関係者による協議を場の設置を見込むことが適当とする。

【町の活動指標と実績】

項目	利用者数の見込み			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	計画	3 回/年	3 回/年	3 回/年
	実績	3 回/年	2 回/年	2 回/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	計画	20 人/年	20 人/年	20 人/年
	実績	20 人/年	20 人/年	20 人/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	計画	1 回/年	1 回/年	1 回/年
	実績	0 回/年	0 回/年	0 回/年
精神障がい者の地域移行支援	計画	0 人/年	0 人/年	0 人/年
	実績	0 人/年	0 人/年	0 人/年
精神障がい者の地域定着支援	計画	0 人/年	0 人/年	0 人/年
	実績	0 人/年	0 人/年	0 人/年
精神障がい者の共同生活援助	計画	23 人/年	24 人/年	25 人/年
	実績	20 人/年	22 人/年	20 人/年
精神障がい者の自立生活援助	計画	0 人/年	0 人/年	0 人/年
	実績	0 人/年	0 人/年	0 人/年
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	計画	0 人/年	0 人/年	0 人/年
	実績	1 人/年	4 人/年	3 人/年

【評価】

○ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場について、毎年度3回の開催を目標に掲げていましたが、令和6年度のみ3回、令和7年度からは2回開催されました。参加者数については、毎年度20人と目標を達成することができました。

○ 今後も引き続き、既存の協議の場の活用など方策について検討を図ります。

（8）発達障がい者等への支援

国の基本方針（第7期・第3期）
○ 発達障がい者等に対する支援に関する基本的な考え方を示し、それに基づく活動指標の設定を行うこと。

【町の活動指標と実績】

項目	利用者数の見込み			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントプログラム開催回数	計画	1回/年	1回/年	1回/年
	実績	1回/年	1回/年	1回/年
ペアレントトレーニング開催回数	計画	1回/年	1回/年	1回/年
	実績	0回/年	0回/年	0回/年
ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数	計画	1回/年	1回/年	1回/年
	実績	0回/年	0回/年	0回/年

【評価】

○ ペアレントプログラムの開催回数は、毎年度1回と目標を達成しています。

○ ペアレントメンターについては、令和7年度に町に1名配置することができました。活動については、熊本県北部発達障がい者支援センター‘わっふる’とも連携し、検討を図ります。

第4章　障がい福祉計画・障がい児福祉計画

１．計画の全体像

1-1. 計画の基本理念

本計画の基本理念は、「益城町障がい者福祉計画」の基本理念である「障がいのある人もない人も共に、いきいきと生活し、活動できる社会を目指して」を継承します。

基本理念の実現に向けて、次の6つの基本目標のもと、計画を推進していきます。

障がいのある人もない人も共に、
いきいきと生活し、活動できる社会を目指して

基本目標１．障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するために、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、本人が望む地域生活や社会生活を送ることができるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の提供体制の整備を推進します。

基本目標２．市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者といった障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を受けられるように、障害福祉サービス等の一元的な提供を行います。

基本目標３．入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行、地域生活を継続するための支援、就労支援といった、それぞれの課題に対応したサービス提供基盤を整備します。

そのため、本人の意思や希望を尊重した意思決定支援を基本とし、相談支援を中心に、居宅生活や共同生活援助、短期入所等のサービスを適切に組み合わせ、地域で安心して生活を続けられる切れ目のない支援体制を構築します。

また、医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害、発達障害、重症心身障害等、専門的な支援を必要とする人にも対応できるよう、関係機関の連携や専門人材の確保・育成を進めます。

さらに、重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターを中心とした地域の支援体制を強化するとともに、医療、教育、就労、介護、地域福祉等の関係機関や地域の社会資源との連携を図ります。就労については、本人の希望や適性に応じた支援から就労後の定着まで、継続的な支援体制を整備します。

基本目標４．地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現とは、地域の住民、行政、社会福祉協議会等様々な人が関わり、誰もが自分らしくいきいきと健やかに暮らせるまちづくりのために活動を進めることです。

近年、社会を取り巻く環境は、高齢者単身世帯の増加、貧困、8050問題、ダブルケアといったケアラー問題等、各家庭が抱える課題は多様化・複雑化しています。

益城町では、「第4期益城町地域福祉計画・第4期益城町地域福祉活動計画」において、そのような多様化・複雑化した課題や制度の狭間にある課題等に対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業の推進」「コミュニティの活性化の推進」「地域との連携体制の構築・強化」を重点プロジェクトとして取り組んでいます。

本計画においても、障がいに対する理解の向上や地域で安心して暮らせる仕組みづくりを推進します。

基本目標５．障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもが、地域で健やかに成長し、その一人ひとりの可能性を最大限に伸ばしていけるよう、乳幼児期からの障がいの早期の気づき・早期療育に取り組むとともに、子どもの発達や適性、生活上のニーズに応じた適切な支援につなげていきます。

そのために、障がい児及びその家族に対する支援として、障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制を整備し、必要なサービスを適切に利用できる環境の充実を図ります。

また、障がい児の成長やライフステージに応じて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、支援に必要な情報や課題を共有しながら、切れ目のない一貫した支援を提供できる体制を整備すます。

さらに、医療的ケア児をはじめ、専門的な支援を必要とする子どもについても、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を円滑に受けられるよう、包括的な支援体制の充実を図ります。

基本目標６．障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、合理的配慮の提供やそのための環境整備に留意しながら、障がい者の多様なニーズを踏まえた支援を行うことが重要です。

その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、障がい者が地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことができる社会の実現を目指します。

また、障がいのある方の特性に配慮した、行政情報のアクセシビリティの向上を進めるとともに、障がい特性に配慮した意思疎通支援の整備、持続可能なサービス提供体制の構築を見据えた人材の養成、研修の実施、障がい当事者による ICTの活用等を図ります。

1-2. 計画の基本的な考え方

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的な考え方を示します。

（1）障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、必要な障害福祉サービスを身近な地域で利用できる提供体制の確保を図ります。

訪問系サービスや日中活動系サービス、グループホーム等の居住の場の充実について、必要なサービス量を確保するとともに、地域生活支援拠点等の機能強化や地域の関係機関との連携を進め、施設から地域生活への移行及び地域生活の継続を支援します。

また、一般就労への移行・定着を促進するとともに、強度行動障害、難病、高次脳機能障害等、個々の特性や状況に応じた支援の充実を図ります。

（2）相談支援に関する基本的考え方

障がいのある人やその家族が、地域で安心して自分らしく生活できるよう、身近な地域で相談できる体制を整備するとともに、「上益城障がい者基幹相談支援センターこかげ」を中心に、関係機関との連携や相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、本人の希望を踏まえた適切な相談支援を行い、地域生活への移行や地域定着を支援するとともに、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者やその家族等に対する支援体制を確保します。さらに「上益城圏域自立支援協議会」を活用し、地域の課題を把握し、必要な支援体制の整備につなげます。

（3）障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がいのあるこどもが、身近な地域で一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な支援を受け、安心して成長できるよう、障害児通所支援や障害児相談支援等の提供体制の充実を図ります。

また、保健、医療、保育、教育、子育て支援等の関係機関との連携を強化し、乳幼児期からの切れ目のない支援体制を整備するとともに、障害の有無にかかわらず、こどもが地域でともに育ち、学ぶことができるインクルージョン体制の推進を図ります。

さらに、医療的ケア児、重症心身障害児、強度行動障害の状態にあるこども等の多様なニーズに対応できる支援体制を整備するとともに、障がい児本人だけでなくその家族への支援の充実、支援に携わる人材の育成を進めます。

（4）障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方

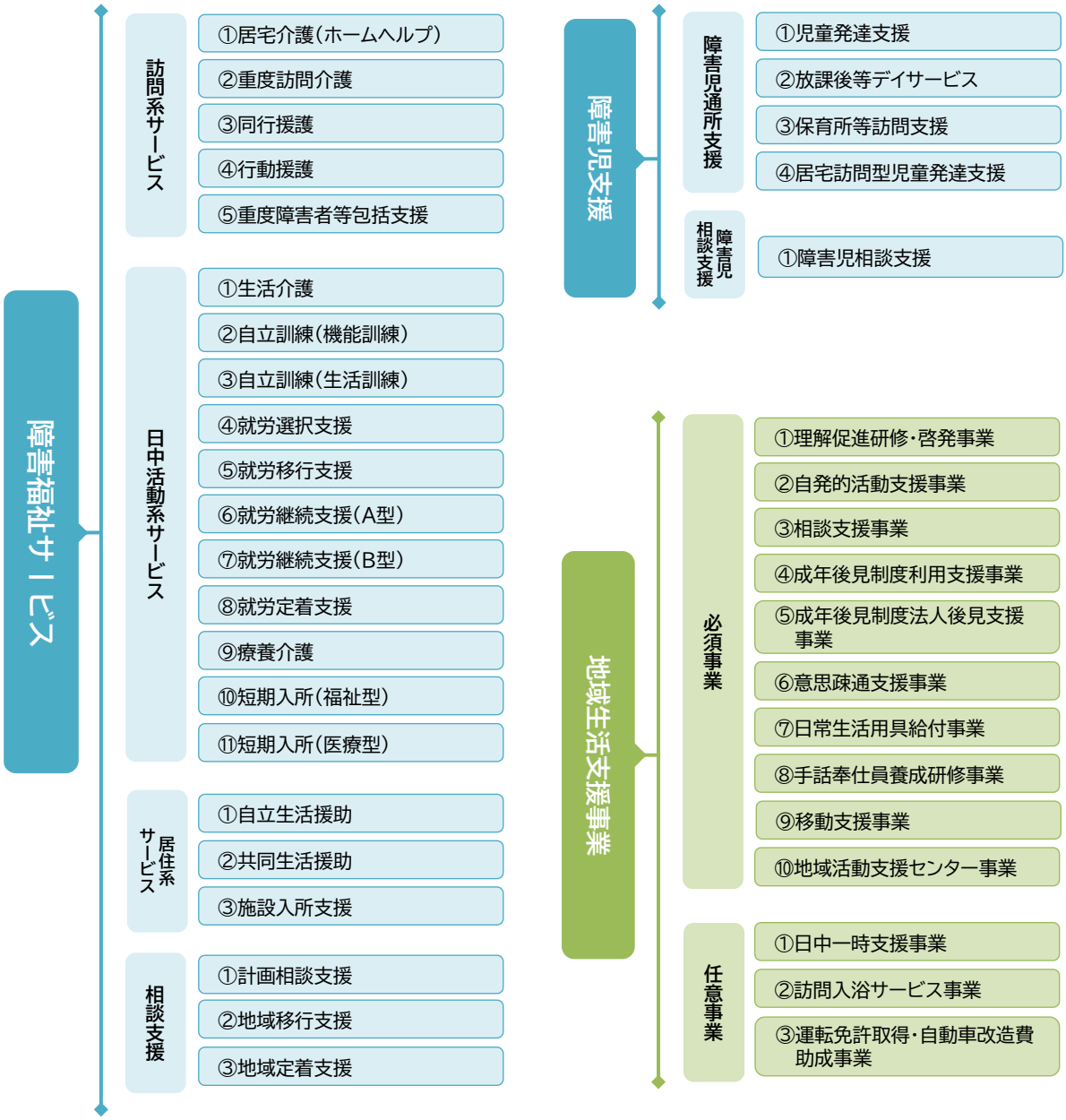
障害福祉人材の確保・定着に向けて、県等の関係機関と連携し、研修への参加促進による支援者一人ひとりの専門性の向上を図ります。また、ICT活用に関する情報提供等により障害福祉に関わる人材の業務負担の軽減を図ることで、働きやすい環境づくりと支援の質の向上を推進します。

1-3. 福祉サービス等の体系

障がいのある人への福祉サービス等は、「障害福祉サービス」、「地域生活支援事業」および児童福祉法に基づく「障害児通所支援・障害児相談支援」から構成されます。

益城町で提供しているサービスや事業は以下のとおりです。

サービスや事業の体系図



本項「２．成果目標及び活動指標の設定」の具体的な町の方針（町の考え方）や目標数値については、今後検討予定です。

２．成果目標及び活動指標の設定

国の基本方針に基づくとともに、本計画の基本的な考え方を踏まえ、成果目標及び活動指標を定めました。なお、成果目標及び活動指標については、国の基本指針において、市町村が定めることとされている事項を踏まえて設定しています。

2-1. 施設入所者の地域生活への移行等

国の基本方針における成果目標（第8期・第4期）
○ 令和７年度末時点の施設入所者数の６%以上が地域生活へ移行 ○ 施設入所者数を令和7年度末時点の施設入所者数から５%以上削減
町の考え方
国の基本指針に対する町の考え方を記載します。

【成果目標】

項目	基準値 （令和8年度7月）	目標値 （令和11年度）
施設入所から地域生活への移行者数	施設入所者数 39 人	**国の方針や町の状況を踏まえて目標値を設定します。**
施設入所者数の削減見込		

2-2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本方針における成果目標（第8期・第4期）
（すべて都道府県のみ） ○ 精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数319．3日以上 ○ 精神病床における一年以上長期入院患者数、精神病床への30日以上の再入院の算定 ○ 心のサポーター数を令和15年度までに100万人以上 ○ K6により住民のこころの状態を把握
町の考え方

【活動指標】

項目	基準値（令和8年度）	目標値		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2 回/年			
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20 人/年			
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0 回/年			
精神障がい者の地域移行支援	0 人/年			
精神障がい者の地域定着支援	0 人/年			
精神障がい者の共同生活援助	20 人/年			
精神障がい者の自立生活援助	0 人/年			
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	3 人/年			

2-3. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本方針における成果目標（第8期・第4期）
○ 令和8年度の一般就労への移行実績の1．31倍以上 ・就労移行支援事業：令和8年度の一般就労への移行実績の1．14倍以上 ・就労継続支援A型：令和8年度の一般就労への移行実績の1．52倍以上 ・就労継続支援B型：令和8年度の一般就労への移行実績の1．67倍以上 ○ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合が5割以上 ○ 就労定着支援事業の利用者数を令和6年度末実績の1．47倍とする ○ 就労定着支援事業の就労定着率として、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上 ○ 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置
町の考え方

【成果目標】

項目	基準値（令和8年度）	目標値（令和11年度）
一般就労への移行者数	４人	
うち、就労移行支援を通じた一般就労への移行者数	２人	
うち、就労継続支援Ａ型を通じた一般就労への移行者数	２人	
うち、就労継続支援Ｂ型を通じた一般就労への移行者数	０人	
就労定着支援事業利用者	３人	

項目	基準値（令和8年度）	目標値（令和11年度）
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が５割以上の事業所の割合	０割	
就労定着率が７割以上の事業所の割合	０割	

2-4. 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本方針における成果目標（第8期・第4期）
① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 ○ 4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域 ○ インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保** ○ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村に１カ所以上設置（圏域での設置も可） ○ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所：各市町村に１カ所以上設置（圏域での設置も可） **③ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置** ○ 各市町村において協議の場を設置（圏域での設置も可） ○ 各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 **④ 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保** ○ 各市町村において関係機関との連携体制を確保し、障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制を確保（圏域での設置も可）
町の考え方

【成果目標】

項目	基準値 （令和8年度）	目標値 （令和11年度）
児童発達支援センターの設置	1 か所	
保育所等訪問支援の実施体制	2 か所	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	0 か所	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	0 か所	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 か所	
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	0 人	

【活動指標】

2-5. 地域生活支援の充実

国の基本方針における成果目標（第8期・第4期）
○ 各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可） ○ 地域生活支援拠点等の機能充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討 ○ 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制整備を推進すること
町の考え方

【成果目標】

項目	基準値 （令和8年度末）	目標値 （令和11年度末）
地域生活支援拠点等の整備	１か所	
地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置	０か所	
強度行動障がいを有する者への支援体制の整備	０か所	

【活動指標】

項目	実績値 （令和8年度）	目標値		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域生活支援拠点等の設置個所数	１か所			
検証・検討の実施回数	1回			
コーディネーターの配置人数	0人			
強度行動障がいを有する者への支援体制	-			

2-6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本方針における成果目標（第8期・第4期）
○ 全ての市町村において協議会を設置・整備し、基幹相談支援センターが総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保 ○ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 ○ 相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする
町の考え方

【成果目標】

項目	基準値 （令和8年度末）	目標値 （令和11年度末）
基幹相談支援センターの設置	1 か所	
上益城圏域自立支援協議会の設置	1 か所	
上益城圏域自立支援協議会等を通じた地域サービス基盤の開発・改善	実施	

【活動指標】

項目	基準値 （令和8年度）	目標値		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
基幹相談支援センターの設置の有無	有			
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	整理中 （件/年）			
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	整理中 （件/年）			
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	整理中 （回/年）			
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	整理中 （回/年）			
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0 人/年			
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	6 回/年			
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数	6 か所			
協議会の専門部会の設置数	4 か所			
協議会の専門部会の実施回数	26 回/年			

2-7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本方針における成果目標（第8期・第4期）
○ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築
町の考え方
○

【成果目標】

項目	基準値 （令和8年度末）	目標値 （令和11年度末）
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加や、上益城圏域において情報共有を密にし、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。	実施	

【活動指標】

項目	基準値 （令和8年度）	目標値		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や町職員に対して実施する研修の参加人数	5 人/年			
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無			
（共有する体制が有の場合）それに基づく実施回数	0 回/年			

2-8. 発達障がい者等に対する支援

国の基本方針における成果目標（第8期・第4期）
○ 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラム等の開催回数の見込みを設定する。 ○ 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、現状のピアサポートの活動の実施回数の見込みを設定する。
町の考え方

【活動指標】

項目	基準値（令和8年度）	目標値		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
ペアレントプログラム開催回数	1回			
ペアレントトレーニング開催回数	0回			
ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数	0回			

3．障害福祉サービス等の見込量と確保方策

成果目標を達成するため、「2. 成果目標及び活動指標の設定」で定めた活動指標に加え、「障害福祉サービス」、「障害児通所支援・障害児相談支援」について、各年度の利用見込み量を算出し、障害福祉サービス等を計画的に確保・提供します。

3-1. 訪問系サービスの見込量と確保方策

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	第8期（実績）			第9期（見込量）		
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
居宅介護	利用者数（人/月）	18	21	23	実績やアンケート結果をもとに各見込み量を算出します。		
	サービス量（延べ利用時間/月）	274	440	416			
重度訪問介護	利用者数（人/月）	3	4	5			
	サービス量（延べ利用時間/月）	476	541	818			
同行援護	利用者数（人/月）	6	6	7			
	サービス量（延べ利用時間/月）	78	91	106			
行動援護	利用者数（人/月）	1	1	0			
	サービス量（延べ利用時間/月）	1	2	0			
重度障害者等包括支援	利用者数（人/月）	0	0	0			
	サービス量（延べ利用時間/月）	0	0	0			

※実績は、令和8年度7月31日時点

【確保方策】

各見込み量について、確保方策を記載します。

3-2. 日中活動系サービスの見込量と確保方策

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	第8期(実績)			第9期(見込量)		
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
生活介護	利用者数（人/月）	71	71	69			
	サービス量（延べ利用日数/月）	1,392	1,424	1,373			
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人/月）	0	1	1			
	サービス量（延べ利用日数/月）	0	21	22			
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人/月）	2	5	6			
	サービス量（延べ利用日数/月）	8	71	88			
就労選択支援	利用者数（人/月）	-	0	1			
就労移行支援	利用者数（人/月）	7	11	10			
	サービス量（延べ利用日数/月）	107	197	176			
就労継続支援（Ａ型）	利用者数（人/月）	31	33	32			
	サービス量（延べ利用日数/月）	611	672	640			
就労継続支援（Ｂ型）	利用者数（人/月）	59	64	69			
	サービス量（延べ利用日数/月）	966	1,078	1,119			
就労定着支援	利用者数（人/月）	2	2	1			
療養介護	利用者数（人/月）	3	3	3			
短期入所（福祉型）	利用者数（人/月）	13	14	17			
	サービス量（延べ利用日数/月）	49	49	48			
短期入所（医療型）	利用者数（人/月）	3	3	4			
	サービス量（延べ利用日数/月）	14	15	20			

※実績は、令和8年度7月31日時点

【確保方策】

○

○

○

3-3. 居住系サービスの見込量と確保方策

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	第8期(実績)			第9期(見込量)		
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
自立生活援助	利用者数（人/月）	0	0	0			
共同生活援助	利用者数（人/月）	45	44	45			
うち重度障がい者	利用者数（人/月）	7	10	7			
施設入所支援	利用者数（人/月）	38	40	39			

※実績は、令和8年度7月31日時点

【確保方策】

○

○

○

3-4. 相談支援の見込量と確保方策

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	第8期(実績)			第9期(見込量)		
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
計画相談支援	利用者数（人/月）	55	66	60			
地域移行支援	利用者数（人/月）	0	0	0			
地域定着支援	利用者数（人/月）	0	0	0			

※実績は、令和8年度7月31日時点

【確保方策】

○

○

○

3-5. 障害児福祉サービスの見込み量と確保方策

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	第8期(実績)			第9期(見込量)		
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
児童発達支援	利用者数（人/月）	88	82	76			
	サービス量（延べ利用日数/月）	476	471	548			
放課後等デイサービス	利用者数（人/月）	168	206	223			
	サービス量（延べ利用日数/月）	1,476	1,776	1,927			
保育所等訪問支援	利用者数（人/月）	17	28	31			
	サービス量（延べ利用日数/月）	27	46	61			
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人/月）	0	0	0			
	サービス量（延べ利用日数/月）	0	0	0			
障害児相談支援	利用者数（人/月）	68	75	84			
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	配置人数（人/月）	0	0	0			

※実績は、令和8年度7月31日時点

【確保方策】

○

○

○

4．地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障がい者や障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を実施することで、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

地域生活支援事業は、市町村が必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断により実施する任意事業によって構成されています。

4-1. 必須事業

【事業の見込み量】

サービス名		単位	第8期(実績)			第9期(見込量)		
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有			
自発的活動支援事業		実施の有無	無	無	無			
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施か所数（か所）	1	1	1			
	基幹相談支援センターの設置	設置の有無	無	無	有			
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の箇所数	0	0	1			
成年後見制度利用支援事業		利用者数（人/月）	2	1	0			
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	有	有			
意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）		利用回数（回/年）	20	20	20			
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	（件/年）	2	2	0			
	自立生活支援用具	（件/年）	1	4	0			
	在宅療養等支援用具	（件/年）	5	3	0			
	情報・意思疎通支援用具	（件/年）	7	6	5			
	排泄管理支援用具	（件/年）	710	722	388			
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	（件/年）	1	0	0			
手話奉仕員養成研修事業		修了者数（登録者数）（人/年）	0	0	0			
移動支援事業		利用者数（人/月）	3	4	4			
		利用時間数（時間/月）	28	46	57			

サービス名		単位	第8期(実績)			第9期(見込量)		
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターⅠ型	実施箇所(町)(箇所)	0	0	0			
		利用者数(町)(人/月)	0	0	0			
		利用箇所(他市町村)(箇所)	0	0	0			
		利用者数(他市町村)(人/月)	0	0	0			
	地域活動支援センターⅡ型	実施箇所(町)(箇所)	0	0	0			
		利用者数(町)(人/月)	0	0	0			
		利用箇所(他市町村)(箇所)	0	0	0			
		利用者数(他市町村)(人/月)	0	0	0			
	地域活動支援センターⅢ型	実施箇所(町)(箇所)	2	2	2			
		利用者数(町)(人/月)	9	9	9			
		利用箇所(他市町村)(箇所)	1	1	1			
		利用者数(他市町村)(人/月)	5	5	5			

【確保方策】

○

4-2. 任意事業

【事業の見込み量】

サービス名	単位	第8期(実績)			第9期(見込量)		
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
日中一時支援事業	利用者数（人/月）	6	5	3			
訪問入浴サービス事業	利用件数（人/月）	1	1	1			
運転免許取得・自動車改造費助成事業	免許取得件数(件/年)	1	4	4			
	改造助成件数(件/年)	2	2	1			

【確保方策】

○

○

○

5．その他福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

5-1. 障がい者等に対する虐待の防止

障がい者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、それを防止することは、障がい者の尊厳を守るうえで必要不可欠です。障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。

5-2. 意思決定支援の促進

施設への入所や病院への入院から地域生活への移行については、障がいのある人の自己決定権を尊重し、地域生活を希望する者が地域での暮らしを実現できるよう、必要な障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

5-3. 障がい者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進

障がいの有無にかかわらず、誰もが文化芸術やスポーツ等を鑑賞・体験し、自らも活動に参加するなど、多様な形で文化芸術やスポーツ等に親しむことができる機会の充実が重要です。

本町では、複合施設等の地域資源を活かした取組の支援や、地域の関係団体等との連携による文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実を図ります。また、障がい者が気軽に活動に参加できる環境づくりを進め、地域住民との交流や社会参加を促進します。

5-4. 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者等の情報の取得利用・意思疎通については、障がい者等に対する理解等を促進するうえでも大変重要なものと認識しています。意思疎通支援においては、障がい種別に応じたコミュニケーションツールや手段を充実させることや、障がい者や障がいそのものへの理解の促進を行っていきます。

5-5. 障害を理由とする差別の解消の推進

地域共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要となります。

障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動等を行うとともに、指定障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者における、障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進していきます。

5-6. 災害時等における事業所の利用者の安全確保に向けた取組

障がい福祉サービス等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方に基づき、地域に開かれた施設となるよう、災害時等も見据えて平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取り組みを進めていくことが重要となります。また、自然災害に起因する防災対策だけでなく、防犯対策や新型コロナウイルス感染症といった感染症の対応などにも取り組むことが必要となります。

5-7. 人材の育成と資質の向上

障害福祉サービスや相談支援が適切に実施されるよう、県などの関係機関との連携を図り、保健師等の行政職員の人材育成と確保に努めるとともに、相談支援従事者等のサービスの提供に関わる人材の育成及び資質の向上に努めます。

第5章　計画推進に向けて

1．計画の推進体制

(1) 計画の周知

計画の実行に当たっては、町民の理解と協力が非常に重要であることから、障がいに関する認識を深め、障がいのある者への正しい理解につながるよう、本計画の町民への周知に努めます。

(2) 関係機関、国・県及び近隣自治体との連携

計画の推進に当たっては、保健・医療・福祉・教育・就労等、様々な関係機関の連携により推進する必要があります。

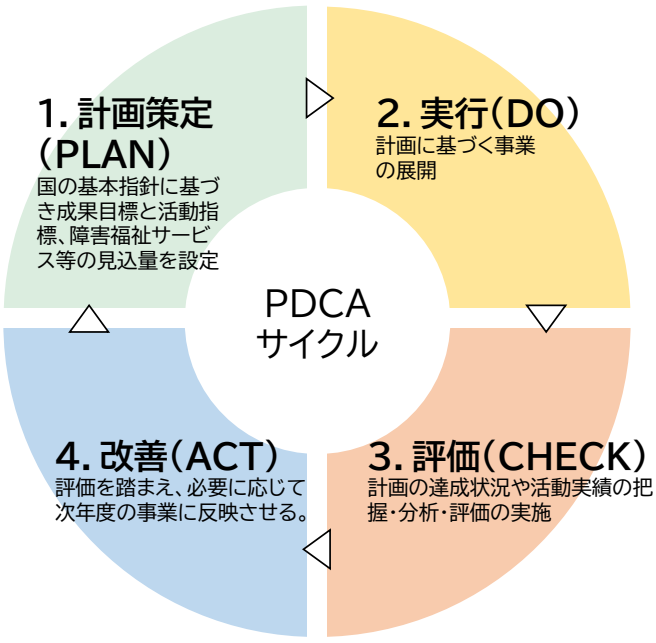
本計画には、国・県及び上益城圏域をはじめとした近隣自治体と連携し、広域的な対応を必要とする施策も含まれています。国や県の障がい者福祉施策の動向や近隣自治体の障害福祉サービス等の状況を踏まえ、国・県や近隣自治体と連携し、計画の推進を図ります。

2．計画の進捗管理

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、定期的な協議を行う等、庁内の関係各課相互の連携を強化します。

なお、評価においては、PDCAサイクルを用い、少なくとも年1回の評価分析に努め、必要な場合は、障がい福祉計画・障がい児福祉計画を見直すこととします。

本計画においては、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。



第6章　資料編

1．委員名簿

敬称略：順不同

氏名	役職名等	区分
○○　○○	○○○○○○○○	○○○○○○

2．用語の説明